

未定稿

**第5期箕面市障害福祉計画
第1期箕面市障害児福祉計画
(たたき台)**

「わけへだてのない共生のまちづくり」

をめざして



平成30年(2018年) 月

箕面市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 はじめに.....	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の策定体制	
2 基本理念・目標.....	9
3 重点施策.....	11
(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取り組み	
(2) 権利擁護施策の推進	
(3) 就労及び日中活動の場のあり方についての取り組み	
第2章 障害者市民の状況及び施策の実施状況	14
1 総人口及び障害者手帳所持者数.....	14
(1) 総人口	
(2) 身体障害者手帳所持者数	
(3) 療育手帳所持者数	
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数	
(5) 特定疾患医療受給者数	
(6) 障害支援区分認定状況	
2 障害福祉サービス等の実績.....	19
(1) 障害福祉サービス	
(2) 障害児支援	
(3) 地域生活支援事業	
3 第4期計画での各分野の行動目標における実施状況.....	31
(1) 生活環境の整備	
(2) 雇用・就労の充実	
(3) 保健・医療の充実	

- (4) 療育・教育の充実
- (5) 権利擁護施策の推進
- (6) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量……………65

- 1 障害福祉サービス等の体系……………65
- 2 成果目標と活動指標の関係……………67
- 3 成果目標……………69
 - (1) 施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点等の整備
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行
 - (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- 4 活動指標……………74
 - (1) 障害福祉サービス
 - (2) 障害児支援
- 5 地域生活支援事業……………84
 - (1) 実施内容
 - (2) 事業ごとの見込量及び考え方
- 6 提供体制の確保にかかる関係機関等との連携……………93

第4章 分野別施策の行動目標……………94

- 1 生活環境の整備……………94
 - (1) 都市施設の整備
 - (2) 移動支援の充実
 - (3) 住宅の確保
 - (4) 情報バリアフリーの推進
 - (5) 災害に強いまちづくりの推進
- 2 雇用・就労の充実……………102
 - (1) 雇用促進と就労支援
 - (2) 多様な就労の場の確保と支援

3	保健・医療の充実	106
	(1) 保健サービスの充実	
	(2) 地域医療サービスの充実	
	(3) 医療的ケアに関する対応	
	(4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実	
4	療育・教育の充実	110
	(1) 療育・幼児教育の充実	
	(2) 学校教育等の充実	
5	権利擁護施策の推進	114
	(1) 人権擁護・啓発の推進	
	(2) 権利擁護の推進	
6	スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実	117
第5章 計画の推進体制と進行管理		119
1	計画の推進体制	119
2	計画の進行管理	121

第1章 計画の基本的な考え方

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

箕面市では、平成6年度（1994年度）以来「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）（以下、「長期計画」という。）」及び「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現在、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までを計画期間とする「第3次長期計画」の計画期間中で、同計画の推進にあたっては、障害の有無、年齢、性別等に関わりなく、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会であるという、「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としています。

国においては、平成21年度（2009年度）以降、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が行われ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）」を制定し、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」の改正、「発達障害者支援法」の改正が行われました。

また、「改正障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」において、障害児福祉計画の策定が義務づけられたほか、「就労定着支援」、「自立生活援助」及び「居宅訪問型児童発達支援」という新しいサービスが創設され、障害（児）者が住み慣れた地域で、その人らしく生活を継続できる環境が整えられること

となりました。

特に、今回新たに創設される「共生型サービス」は、障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際も、制度の縦割りを超えて、使い慣れた障害福祉サービス事業所において必要な支援を確保できるようになることが期待されます。

以上のような状況をふまえて、本市における障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策、また分野別施策の具体的方向性などを明らかにするために、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定することとし、平成30年度（2017年度）からの3年間を計画期間とする「第5期箕面市障害福祉計画・第1期箕面市障害児福祉計画（以下、「第5期計画」という。）」を策定します。なお、長期計画の計画期間は10年間であるため、制度改正等があれば、障害福祉計画に盛り込むこととし、長期計画の改訂は、重大な制度改正等、必要性が生じた場合に行うこととします。

(2) 計画の位置づけ

① 計画の構成及び法的位置づけ

長期計画は、障害者基本法第11条に定める「市町村障害者計画」にあたり、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の基本的な方向性や取り組むべき施策を示す計画です。

第5期計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」にあたり、長期計画をふまえ、3年間に達成すべき数値目標、障害福祉サービス等の種類ごとの必要見込量、その見込量の確保のための方策及び障害者施策の具体的方向性などを示すものです。

■第3次長期計画と第5期計画の構成

一体的に実施

《第3次長期計画（市町村障害者計画）》

平成26年度（2014年度）～平成35年度（2023年度）

- ・ 基本理念
- ・ 基本目標
- ・ 分野別施策の基本的方向性

《第5期計画（市町村障害（児）福祉計画）》

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

- ・ 重点施策
- ・ 障害福祉サービス、障害児支援、地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策
- ・ 分野別施策ごとの行動目標

■根拠法令抜粋

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等をふまえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等をふまえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(中略)

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

(中略)

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会(以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

② 関連計画との連携

第5期計画は、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方、及び本市の障害者の状況をふまえて策定しています。

また、「第五次箕面市総合計画」の基本的方向性等に基づき、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「地域福祉計画」等、関連のある諸計画との整合性を確保し、相互に調和を保った内容としています。

(3) 計画の期間

第5期計画の計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成32度(2020年度)までの3年間です。

■計画期間

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
長期計画	第3次障害者市民の長期計画									
障害福祉計画	第3期計画	第4期障害福祉計画				第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		

(4) 計画の策定体制

① 計画策定のための審議会等

第5期計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会（以下、「審議会」という。）」に諮問を行いました。

審議会の審議・検討にあたり、「箕面市障害者市民施策推進協議会」では、障害当事者を含む公募市民、市内障害者団体及び関係機関等の構成員により、第5期計画の内容に関する活発な議論をいただきました。

また、「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業所、就労支援事業所、関係機関及び市内障害者団体等の構成員により、地域の基盤整備や課題解決等を行政とともに進める立場から、多くの意見をいただきました。

さらに、庁内の体制として、健康福祉部のみならず、雇用、教育、建築、住宅、防災等の関係部局の意見聴取等を行いました。

これらの意見等をふまえ、審議会において慎重審議の上、パブリックコメントを実施し、最終的にとりまとめられた答申を尊重し、第5期計画を策定しました。

② 市民参加と広報

第5期計画の策定にあたっては、箕面市市民参加条例（平成9年）等の趣旨をふまえ、「箕面市障害者市民施策推進協議会」等において、障害当事者を含む市民の参加を得ることにより、地域の実情や障害者のニーズを的確に把握することに努めました。

また、「箕面市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づくパブリックコメントの実施により、市民の意見・提言を反映することに努めました。

2 基本理念・目標

第5期計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、長期計画で掲げている、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念・基本目標等の実現に向けて、諸施策に取り組み、あわせて障害福祉サービスの提供に努めることとします。

■「第3次箕面市障害者市民の長期計画」の基本的な考え方

基本理念

箕面市では、平成5年（1993年）に「箕面市人権宣言」を採択し、以来、箕面市福祉のまち総合条例（平成8年）、箕面市まちづくり理念条例（平成9年）及び箕面市人権のまち条例（平成15年）を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めてきました。

「ノーマライゼーション」及び「インクルージョン」の考え方、すなわち「すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくりを進める」という考え方は、障害者市民施策にとどまらず、まちづくり全体の課題であるという認識に立ち、「第3次箕面市障害者市民の長期計画」の基本理念とします。

基本目標

- ① 誰もが排除されることなく、地域で共生する社会（インクルーシブ社会）の実現

「合理的な配慮」によって社会的障壁が取り除かれ、障害や疾病の有無にかかわらず、すべての市民が排除されることなく、学び、働き、豊かに暮らすことのできる「インクルーシブ社会」の実現をめざします。

- ② 自己選択・自己決定の尊重、意思決定の支援と、社会環境整備の推進
- 障害者が生涯にわたり、安定的かつ継続的な生活を営むためには、自己選択・自己決定に基づく当事者本位の支援が重要です。こうした個々の支援の積み重ねは、地域社会全体の「ノーマライゼーション」へとつながります。

障害者に係るすべての施策において、障害者の自己選択と自己決定を尊重した施策の展開と、社会環境整備の推進に努めます。

分野別施策の基本的方向性

- ① 生活環境の整備
- ② 雇用・就労の充実
- ③ 福祉サービスの充実
- ④ 保健・医療の充実
- ⑤ 療育・教育の充実
- ⑥ 権利擁護施策の推進
- ⑦ スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実
- ⑧ 推進基盤の整備

3 重点施策

第5期計画における重点施策は、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、長期計画の策定に際し、審議会から提出された答申・附帯意見に基づき、以下のとおり取り組むこととします。

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取り組み

障害者の高齢化・重度化はもとより、親の高齢化も喫緊の課題であり、「親亡き後」に関する不安の声は切実です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、基幹相談支援センターを核とした相談支援や、グループホーム等による居住の支援、自立生活援助の活用、医療機関との連携、そして医療機関との連携強化など、障害（児）者の地域生活を支えるための環境を整備します。

また、発達障害をはじめとする精神障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な重症心身障害児者など、施策の谷間にあった分野へも必要な支援が行き届くよう、大阪府と連携してサービス基盤を整備を進めます。

そして、これらの支援を充実させることで、地域での包括的な支援体制の構築を目指します。

(2) 権利擁護施策の推進

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などにより財産管理や日常生活に支障があるかたを社会全体で支え合うために必要不可欠の制度です。しかし、その利用が進まない現状から、平成28年（2016年）に「成年後見制度利用促進法」が施行されました。これに基づき、成年後見制度の利用を支援する取り組みや、法人後見の実施に向けた取り組みを、関係課室及び関係機関と連携しながら推進します。

また、障害者差別解消法に基づき、市が行うすべての施策において、合理的配慮が盛り込まれるよう、引き続き市全体で障害特性に応じた情報保障等の必要な環境整備に努めます。

(3) 就労及び日中活動の場のあり方についての取組み

市がこれまで取り組んできた、障害者の就労に関する理念をふまえ、「障害者優先調達推進法」及び「箕面市における障害者事業所等からの物品等の優先調達推進方針」に基づく市独自の取組みを引き続き実施するとともに、関係機関との連携、就労定着支援の活用、職場実習の機会拡大などに取り組む、さらなる生活の充実と、賃金・工賃の向上を目指します。

また、重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場の確保するため、市立施設を核とする基盤整備を進め、地域資源の充実が進むよう、さらなる取組みを進めます。

■障害福祉計画の策定に関する国の基本指針（抜粋）

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）

基本的理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害者等に対する支援
- ④ 協議会の設置等

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - (一) 重症心身障害児に対する支援体制の充実
 - (二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - (三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実
 - (四) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

第2章 障害者市民の状況及び施策の実施状況

1 総人口及び障害者手帳所持者数

(1) 総人口

【表1：各年4月1日現在】 (単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
18歳未満	24,111	24,405	24,812
18歳以上	110,952	111,050	112,146
合計	135,063	135,455	136,958

(2) 身体障害者手帳所持者数

【表2：平成27年(2015年)4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	69	25	27	12	1	9	143
18歳以上	1,201	570	636	1,121	178	161	3,867
合計	1,270	595	663	1,133	179	170	4,010

【表3：平成28年(2016年)4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	65	25	22	13	3	8	136
18歳以上	1,234	568	624	1,093	178	168	3,865
合計	1,299	593	646	1,106	181	176	4,001

【表4：平成29年(2017年)4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	76	28	24	14	3	6	151
18歳以上	1,265	564	603	1,068	172	171	3,843
合計	1,341	592	627	1,082	175	177	3,994

(3) 療育手帳所持者数

【表5：平成27年（2015年）4月1日現在】 (単位：人)

	A	B1	B2	合計
18歳未満	111	53	105	269
18歳以上	331	169	152	652
合計	442	222	257	921

【表6：平成28年（2016年）4月1日現在】 (単位：人)

	A	B1	B2	合計
18歳未満	112	48	107	267
18歳以上	339	178	162	679
合計	451	226	269	946

【表7：平成29年（2017年）4月1日現在】 (単位：人)

	A	B1	B2	合計
18歳未満	114	61	121	296
18歳以上	359	181	149	689
合計	473	242	270	985

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数**① 精神障害者保健福祉手帳所持者数**

【表8：平成27年（2015年）4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	1	13	8	22
18歳以上	58	472	134	664
合計	59	485	142	686

【表9：平成28年（2016年）4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	2	14	12	28
18歳以上	60	507	170	737
合計	62	521	182	765

【表 10：平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在】 (単位：人)

	1 級	2 級	3 級	合計
18 歳未満	1	15	14	30
18 歳以上	58	485	169	712
合計	59	500	183	742

② 自立支援医療（精神通院）受給者数

【表 11：各年 4 月 1 日現在】 (単位：人)

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
合計	1,648	1,763	1,868

(5) 特定疾患医療受給者数

【表 12：各年 4 月 1 日現在】 (単位：人)

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
対象疾患数	110	306	330
18 歳未満	10	8	11
18 歳以上	910	973	1,109
合計	920	981	1,120

※対象疾患数は、平成 27 年 1 月 1 日に 56 疾患から 110 疾患、
平成 27 年 7 月 1 日に 306 疾患、
平成 29 年 4 月 1 日に 330 疾患へと増加しています。

(6) 障害支援区分認定状況（平成29年（2017年）4月1日現在）

【表13：判定総数】（単位：人）

非該当	0
区分1	2
区分2	74
区分3	129
区分4	154
区分5	98
区分6	152
合計	609

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きいほど必要な支援の度合いが増します。

●障害種別ごとの障害支援区分認定状況

【表 14：身体障害者】

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0
区分1	1	0	0	0	0	0	1
区分2	3	5	3	1	2	1	15
区分3	20	11	5	6	0	0	42
区分4	25	18	5	5	0	2	55
区分5	19	11	1	2	1	1	35
区分6	81	20	5	1	1	0	108
合計	149	65	19	15	4	4	256

【表 15：知的障害者】

(単位：人)

	A	B1	B2	合計
非該当	0	0	0	0
区分1	0	0	1	1
区分2	6	16	12	34
区分3	23	34	7	64
区分4	77	22	7	106
区分5	77	5	2	84
区分6	112	5	2	119
合計	295	82	31	408

【表 16：精神障害者】

(単位：人)

	1級	2級	3級	通院他	合計
非該当	0	0	0	0	0
区分1	0	0	0	0	0
区分2	2	27	4	4	37
区分3	3	23	10	4	40
区分4	2	23	2	1	28
区分5	1	3	0	1	5
区分6	1	1	0	0	2
合計	9	77	11	10	112

※異なる種別の障害者手帳を重複して所持する場合があるため、判定総数と障害種別ごとの内訳の合計は、一致しません。

2 障害福祉サービス等の実績

(1) 障害福祉サービス

【表 17：訪問系サービス】

種別	サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	居宅介護	人/月	72	73	101%	77	77	100%
		時間/月	1,690	1,983	117%	1,835	2,290	125%
	重度訪問介護	人/月	9	10	111%	10	9	90%
		時間/月	3,640	3,821	105%	4,044	3,296	82%
	同行援護	人/月	25	25	100%	25	24	96%
		時間/月	668	675	101%	691	733	106%
	重度障害者等 包括支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	75	0	0%	75	0	0%
	合計	人/月	107	108	101%	113	110	97%
		時間/月	6,073	6,479	107%	6,645	6,319	95%
知的	居宅介護	人/月	43	50	116%	46	53	115%
		時間/月	747	855	115%	814	946	116%
	重度訪問介護	人/月	2	3	150%	3	2	67%
		時間/月	820	1,371	167%	1,020	1,524	149%
	行動援護	人/月	2	2	100%	2	2	100%
		時間/月	34	30	88%	34	18	53%
	合計	人/月	47	55	117%	51	57	112%
		時間/月	1,601	2,256	141%	1,868	2,488	133%

精神	居宅介護	人/月	28	42	150%	30	40	133%
		時間/月	225	284	126%	247	256	104%
	重度訪問介護	人/月	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	340	0	0%	340	0	0%
	合計	人/月	29	42	145%	31	40	129%
		時間/月	565	284	50%	587	256	44%
障害児	居宅介護	人/月	17	18	106%	18	20	111%
		時間/月	538	595	111%	586	797	136%
	同行援護	人/月	3	0	0%	4	0	0%
		時間/月	7	0	0%	8	0	0%
	合計	人/月	20	18	90%	22	20	91%
		時間/月	545	595	109%	594	797	134%
合計	居宅介護	人/月	160	183	114%	171	190	111%
		時間/月	3,200	3,713	116%	3,482	4,289	123%
	重度訪問介護	人/月	12	13	108%	14	11	79%
		時間/月	4,800	5,192	108%	5,404	4,820	89%
	行動援護	人/月	2	2	100%	2	2	100%
		時間/月	34	30	88%	34	18	53%
	同行援護	人/月	28	25	89%	29	24	83%
		時間/月	675	675	100%	699	733	105%
	重度障害者等 包括支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	75	0	0%	75	0	0%
	合計	人/月	203	223	110%	217	227	105%
		時間/月	8,784	9,614	109%	9,694	9,860	102%

【表 18：短期入所サービス】

種別	サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	短期入所	人/月	6	1	17%	8	1	13%
		人日/月	8	1	13%	9	7	78%
知的		人/月	61	73	120%	65	82	126%
		人日/月	337	368	109%	374	437	117%
精神		人/月	3	2	67%	4	4	100%
		人日/月	4	19	475%	5	57	1140%
障害児		人/月	11	7	64%	13	10	77%
		人日/月	47	22	47%	52	40	77%
合計		人/月	81	83	102%	90	97	108%
		人日/月	396	410	104%	440	541	123%

【表 19：日中活動系サービス（療養介護以外）】

種別	サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	生活介護	人/月	45	40	89%	48	43	90%
		人日/月	850	681	80%	901	728	81%
	自立訓練	人/月	1	1	100%	1	1	100%
		人日/月	22	6	27%	22	15	68%
	就労移行支援	人/月	1	2	200%	1	4	400%
		人日/月	13	39	300%	13	69	531%
	就労継続支援 A型	人/月	7	3	43%	9	5	56%
		人日/月	126	67	53%	162	97	60%
	就労継続支援 B型	人/月	20	19	95%	21	20	95%
		人日/月	279	277	99%	295	275	93%
知的	生活介護	人/月	208	200	96%	220	201	91%
		人日/月	4,460	3,920	88%	4,728	3,911	83%
	自立訓練	人/月	9	4	44%	9	4	44%
		人日/月	174	81	47%	174	78	45%
	就労移行支援	人/月	16	16	100%	16	15	94%
		人日/月	324	288	89%	326	239	73%
	就労継続支援 A型	人/月	4	3	75%	5	4	80%
		人日/月	72	61	85%	90	84	93%
	就労継続支援 B型	人/月	95	99	104%	101	107	106%
		人日/月	1,739	1,839	106%	1,837	1,993	108%

精神	生活介護	人/月	2	3	150%	2	3	150%
		人日/月	22	34	155%	24	27	113%
	自立訓練	人/月	5	9	180%	5	7	140%
		人日/月	97	206	212%	97	162	167%
	就労移行支援	人/月	8	11	138%	8	17	213%
		人日/月	115	165	143%	116	242	209%
	就労継続支援 A型	人/月	4	10	250%	4	18	450%
		人日/月	48	187	390%	48	355	740%
就労継続支援 B型	人/月	63	54	86%	66	59	89%	
	人日/月	858	685	80%	906	723	80%	
合計	生活介護	人/月	255	243	95%	270	247	91%
		人日/月	5,332	4,635	87%	5,653	4,666	83%
	自立訓練	人/月	15	14	93%	15	12	80%
		人日/月	293	293	100%	293	255	87%
	就労移行支援	人/月	25	29	116%	25	36	144%
		人日/月	452	492	109%	455	550	121%
	就労継続支援 A型	人/月	15	16	107%	18	27	150%
		人日/月	246	315	128%	300	536	179%
	就労継続支援 B型	人/月	178	172	97%	188	186	99%
		人日/月	2,876	2,801	97%	3,038	2,991	98%

【表 20：日中活動系サービス（療養介護）】

サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
療養介護	人/月	8	7	88%	8	6	75%

【表 21 : 居住系サービス】

種別	サービス名	単位	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	共同生活援助	人/月	0	1	100%	0	1	100%
	施設入所支援	人/月	13	15	115%	13	15	115%
知的	共同生活援助	人/月	87	85	98%	92	91	99%
	施設入所支援	人/月	53	50	94%	52	47	90%
精神	共同生活援助	人/月	27	21	78%	29	21	72%
	施設入所支援	人/月	2	1	50%	2	0	0%
合計	共同生活援助	人/月	114	107	94%	121	113	93%
	施設入所支援	人/月	68	66	97%	67	62	93%

【表 22 : 相談支援サービス】

種別	サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	計画相談支援	人/月	47	20	43%	48	25	52%
	地域移行支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%
	地域定着支援	人/月	0	0	0%	0	0	0%
知的	計画相談支援	人/月	102	91	89%	105	98	93%
	地域移行支援	人/月	1	1	100%	1	1	100%
	地域定着支援	人/月	1	1	100%	1	1	100%
精神	計画相談支援	人/月	76	45	59%	80	50	63%
	地域移行支援	人/月	4	1	25%	4	1	25%
	地域定着支援	人/月	1	1	100%	1	1	100%
障害児	計画相談支援	人/月	7	1	14%	8	0	0%
合計	計画相談支援	人/月	232	157	68%	241	173	72%
	地域移行支援	人/月	6	2	33%	6	2	33%
	地域定着支援	人/月	2	2	100%	2	2	100%

(2) 障害児支援

【表 23：通所系サービス】

サービス名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
児童発達支援	人/月	165	128	78%	189	174	92%
	人日/月	532	480	90%	611	696	114%
医療型 児童発達支援	人/月	3	5	167%	3	5	167%
	人日/月	27	47	174%	27	41	152%
放課後等 デイサービス	人/月	198	219	111%	228	335	147%
	人日/月	1,389	1,487	107%	1,597	2,189	137%

【表 24：訪問系サービス】

サービス名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
保育所等訪問支援	回/月	1	1	100%	1	2	200%

【表 25：相談支援サービス】

サービス名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害児相談支援	回/月	105	37	35%	121	43	36%

(3) 地域生活支援事業

【表 26：相談支援事業】

事業名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害者相談支援事業	箇所	4	4	100%	4	4	100%
基幹相談支援センター	箇所	1	1	100%	1	1	100%
基幹相談支援センター 等機能強化事業	—	実施	実施	—	実施	実施	—
住宅入居等支援事業	箇所	2	2	100%	2	2	100%

【表 27：成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】

事業名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
成年後見制度利用支援 事業(市長申立費用助成、 その他申立費用助成、成 年後見人報酬費用助成)	人/年	4	4	100%	5	3	60%
成年後見制度 法人後見支援事業	—	検討	実施	—	検討	実施	—

【表 28：意思疎通支援事業】

事業名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話通訳者設置事業	人/年	2	2	100%	2	2	100%
手話通訳者派遣事業	人/年	10	8	80%	11	7	63%
要約筆記者派遣事業	人/年	4	2	50%	5	5	100%
入院時コミュニケーション支援事業	人/年	1	0	0%	2	1	50%

【表 29：日常生活用具給付等事業】

事業名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護・訓練支援用具	件/年	9	25	278%	9	17	189%
自立生活支援用具	件/年	32	13	41%	32	8	25%
在宅療養等支援用具	件/年	24	25	104%	24	13	54%
情報・意思疎通支援用具	件/年	23	20	87%	23	15	65%
排泄管理支援用具	件/年	3,025	2,516	83%	3,177	3,348	105%
住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	件/年	4	3	75%	4	1	25%

【表 30：手話奉仕員養成研修事業】

事業名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話奉仕員養成研修事業	人/年	14	16	114%	15	12	80%

【表 31 : 移動支援事業】

対象者		単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
利用者数	身体障害者	人/年	29	32	110%	29	39	134%
	知的障害者	人/年	136	185	136%	140	212	151%
	精神障害者	人/年	8	20	250%	9	20	222%
	障害児	人/年	51	30	59%	51	38	75%
	合計	人/年	224	267	119%	229	309	135%
利用時間数(延べ)	身体障害者	時間/年	5,639	3,734	66%	5,756	4,427	77%
	知的障害者	時間/年	29,418	33,539	114%	30,030	36,368	121%
	精神障害者	時間/年	927	1,087	117%	946	1,084	115%
	障害児	時間/年	5,163	4,445	86%	5,163	4,608	89%
	合計	時間/年	41,147	42,805	104%	41,895	46,487	111%

【表 32 : 地域活動支援センター機能強化事業】

事業名等		単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
基礎的事業		箇所	2	2	100%	2	2	100%
		人/年	30	27	90%	30	28	93%
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%
	地域活動支援センターⅡ型	箇所	0	0	-	0	0	-
	地域活動支援センターⅢ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%

【表 33：入浴サービス事業、日中一時支援事業】

事業名等	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
入浴サービス事業	人/年	23	28	122%	23	27	117%
	回/年	1,823	2,085	114%	1,823	2,216	122%
日中一時支援事業	人/年	58	46	79%	58	41	71%
	日/年	414	454	110%	414	343	83%

【表 34：その他の事業】

事業名等	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	—	実施	実施	—
自発的活動支援事業	—	実施	実施	—	実施	実施	—
スポーツ・レクリエーション教室開催等	—	実施	実施	—	実施	実施	—
点字・声の広報等発行	—	実施	実施	—	実施	実施	—
自動車改造助成	—	実施	実施	—	実施	実施	—

3 第4期計画での各分野の行動目標における実施状況

(1) 生活環境の整備

※達成状況 ○：実施中 △：検討が必要

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
(1) 都市施設の整備		
1. 市有建築物等のバリアフリー化の推進		
①市有建築物・道路・公園等について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●北芝住宅集会所の出入口にスロープを新設、トイレを多目的トイレに改修 ●公園内の段差解消、階段の補修等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市立霊園の和式トイレの洋式化、市内コミセン（萱野北小コミセン除く）の和式トイレの洋式化及びウォシュレット設置 ●道路改良工事にて、セミフラット構造などのバリアフリー対応を実施 ●公園内の段差解消、階段の補修等を実施
②当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりを進めます。	●予算要求に係る行政評価において、バリアフリー等の改善要望を反映できる仕組みを導入	●予算要求に係る行政評価において、バリアフリー等の改善要望を反映
③改修の際に、当事者によるバリアフリーチェックを行う仕組みづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリーチェックを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・箕面駅前第一駐車場 ・第一総合運動場スカイアリーナ、武道館・野球場のトイレ改修 	●バリアフリーチェックを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・北大阪急行新駅 2件
④大阪府福祉のまちづくり条例の改正予定内容等をふまえ、市におけるバリアフリー基準のあり方について、検討を進めます。	●当事者を交えたバリアフリー勉強会での意見や、市有建築物等のバリアフリー化の実績を、他の市有建築物等へ反映	●車椅子用駐車場の表示方法を規則で定めた
達成状況		
○	市有建築物、公園等のバリアフリー化を実施した。 改修の際に当事者の要望を反映した。	

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
2. 「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導		
①新築・増築・用途変更時に、バリアフリー法・大阪府福祉のまちづくり条例・箕面市まちづくり推進条例に基づき、バリアフリー化の整備を働きかけます。	●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議 2件	●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議 2件
②民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発に取り組みます。	●実績なし	●実績なし
達成状況		
△	条例に基づき、民間施設の整備誘導を行ったが、バリアフリー化に向けた啓発方法については検討が必要。	
(2) 移動支援の充実		
1. 鉄道駅を中心としたバリアフリー化の促進		
①阪急桜井駅周辺地区の再整備において、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを進めるとともに、北大阪急行線延伸による新駅においても、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	●桜井駅前整備に係る実施設計（平成27年11月～平成28年9月）において、バリアフリー化を推進 ●北大阪急行線延伸による新駅において、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施	●桜井駅前広場の一部完成した箇所（プロムナード等）において、点字ブロックを設置 ●北大阪急行線延伸による新駅において、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施
達成状況		
○	阪急桜井駅周辺地区の再整備において、点字ブロックを設置し、バリアフリー化を進めた。 北大阪急行線延伸による新駅において、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施した。	

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
2. バリアフリー交通網の整備		
①オレンジゆずるタクシーの運行（社会実験）をふまえ、持続可能な福祉デマンド輸送を確立します。	●持続可能な福祉デマンド輸送の確立に向け、今までの運行をふまえ、次年度以降の姿を検討	●持続可能な福祉デマンド輸送の確立に向け、今までの運行をふまえ、次年度以降の姿を検討
②オレンジゆずるバス（ノンステップバス導入率 100%）の運行により、市内移動の充実を進めます。	●月曜～土曜の本格運行を継続実施 ●日曜・祝日における新たな実証運行を実施	●月曜～土曜の本格運行を継続実施 ●日曜・祝日において実証運行から本格運行に移行
③路線バス事業者に対し、主体的なノンステップバスの導入を働きかけます。	●ノンステップバス導入台数 1 台	●ノンステップバス導入台数 1 台
④以上の施策を総合的に推進し、移動困難者の移動をより便利に円滑なものとするため、地域におけるバリアフリー交通網を整備します。	●ノンステップバス（オレンジゆずるバス）の導入台数 100%及び路線バスの平成 27 年度末導入台数 1 台）によるバリアフリー交通網を整備	●ノンステップバス（オレンジゆずるバス）の導入台数 100%及び路線バスの平成 28 年度末導入台数 1 台）によるバリアフリー交通網を整備
達成状況		
△	ノンステップバスの導入等により、バリアフリー交通網の整備が進んだが、持続可能な福祉デマンド輸送についてはさらなる検討が必要。	
3. 移動しやすい歩道の整備促進		
①市内各所に残る歩道段差（傾斜・勾配等の改善を含む。）について整備を実施し、整備率 100%をめざします。	●歩道段差の改良（交通安全施設整備事業） ・対象箇所数 1,820 箇所 ・平成 27 年度整備 1 箇所（上記対象箇所以外も含む） ・平成 28 年 4 月 1 日現在対象箇所整備率 90% 1,639 箇所完了	●歩道段差の改良（交通安全施設整備事業） ・対象箇所数 1,820 箇所 ・平成 28 年度整備 0 箇所（上記対象箇所以外も含む） ・平成 29 年 4 月 1 日現在対象箇所整備率 90% 1,639 箇所完了

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
②道路に関する要望は、記録と優先順位づけを行い、計画的に改修を進めます。	●実績なし	●実績なし
達成状況		
△	歩道段差整備率 100%に向けてさらなる改修が必要。	
(3) 住宅の確保		
1. 公的住宅の活用の推進		
①公営住宅の1階に空き家が生じた際に、高齢者・障害者世帯向け住戸へのバリアフリー改修を推進します。	●改修実績 0件	●改修実績 0件
②倍率優遇の実施により、市営住宅を優先的に提供します。	●倍率優遇による空家募集 1件	●倍率優遇による空家募集 8件
達成状況		
△	公営住宅のバリアフリー改修を推進することが必要。	
2. 民間住宅の活用の推進		
①民間住宅等について、「箕面市重度身体障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知により、バリアフリー化を支援します。	●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PRを実施 ●箕面市重度障害者住宅改造助成事業 2件	●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PRを実施 ●箕面市重度障害者住宅改造助成事業 3件
②「大阪あんしん賃貸支援事業」や家賃債務保証制度等について、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知を進めます。	●「大阪あんしん賃貸支援事業」や家賃債務保証制度等について、PRを実施	●「大阪あんしん賃貸支援事業」や家賃債務保証制度等について、PRを実施

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>③障害者の相談支援事業において住宅入居支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。</p>	<p>●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用者 2人</p>	<p>●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用者 1人</p>
達成状況		
○	<p>民間住宅等のバリアフリー化を支援した。 相談支援事業において、住宅入居支援等を実施し、入居に結びついた。</p>	
(4) 情報バリアフリーの推進		
1. 点字及び音声による行政情報の充実		
<p>①点字版・音声版による、全戸配布物・個別発送物や、市主催行事などの情報保障の充実を進めます。</p>	<p>●広報紙の点字版・音声版（テープ・CD）を発行 ●市議会だよりの点字版・音声版（テープ・CD）を発行 ●選挙公報、選挙のお知らせの点字版・音声版（テープ）を発行 ●障害者福祉センターささゆり園図書コーナーに点字図書を設置、閲覧・貸し出しを実施 ・所蔵数 144 タイトル ●行政通知点訳パイロット事業を実施（個人宛通知文を点字化し、希望者に送付） ・延べ送付通数 34 通（健康福祉部） 13 通（介護・医療・年金室） 3 通（国民健康保険室）</p>	<p>●広報紙、市民ガイドの点字版・音声版（テープ・CD）を発行 ●市議会だよりの点字版・音声版（テープ・CD）を発行 ●選挙公報、選挙のお知らせの点字版・音声版（テープ）を発行 ●障害福祉サービスのご案内の点字版・音声版（CD）を発行 ●けんしんガイドブックの点字版を発行 ●障害者福祉センターささゆり園図書コーナーに点字図書を設置、閲覧・貸し出しを実施 ・所蔵数 148 タイトル ●行政通知点訳パイロット事業を実施（個人宛通知文を点字化し、希望者に送付） ・延べ送付通数 30 通（健康福祉部） 19 通（介護・医療・年金室） 3 通（国民健康保険室）</p>
<p>②拡大文字などの新たなニーズへの対応策を検討します。</p>	<p>●実績なし</p>	<p>●実績なし</p>

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
③市発行物等における色覚特性への配慮を進めます。	●実績なし	●実績なし
達成状況		
△	市発行物等の点訳、音訳を行った。 拡大文字など新たなニーズへの対応や、市発行物の共通ルールづくりが必要。	
2. 障害者が情報を入手しやすいホームページの作成		
①バリアフリーやアクセシビリティに対応した表記や色使いに努め、障害者が利用しやすいホームページを作成します。	●バリアフリーやアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページの作成を実施	●バリアフリーやアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページの作成を実施
②html 版・テキスト版・読み上げ対応PDF 版・音声版など、視覚障害者が利用しやすい形態で、行政情報をホームページに掲載します。	●広報紙のテキスト版及び音声版を市ホームページに掲載	●広報紙のテキスト版及び音声版を市ホームページに掲載
達成状況		
○	バリアフリーやアクセシビリティに対応したホームページの作成を推進し、視覚障害者等が容易に行政情報を入手できる環境づくりを進めた。	
3. 図書館サービスの利用支援		
①点字図書の提供を進めます。	●点字コーナーで、広報紙などの点字図書を提供	●点字コーナーで、広報紙などの点字図書を提供
②録音図書の作成と提供を進めます。	●録音図書の作成 ・所蔵数 876 タイトル ●録音図書の貸出し ・貸出件数 509 件	●録音図書の作成 ・所蔵数 883 タイトル ●録音図書の貸出し ・貸出件数 469 件
③音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動を支援します。	●対面朗読サービスの実施 58 回 ●地域資料の音訳を実施	●対面朗読サービスの実施 71 回 ●地域資料の音訳を実施

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
④「声と点字の読書情報」の発行等により、図書館サービスの周知を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「声と点字の読書情報」点字版・音声版（テープ・デージー）を発行 ●図書館の郵送サービス 35件 	<ul style="list-style-type: none"> ●「声と点字の読書情報」点字版・音声版（テープ・デージー）を発行 ●図書館の郵送サービス 2件
達成状況		
○	点字図書や録音図書の提供等により、障害者の図書館利用を支援した。	
4. 意思疎通支援の実施		
①手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーション支援事業による派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者 91件 ・要約筆記者 9件 ●登録者の養成研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳技能研修 全6回 ・要約筆記技能研修 全3回 ●ファクス及び電子メールによる緊急通報システムを運用 <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録者 30人 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーション支援事業による派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者 68件 ・要約筆記者 26件 ●登録者の養成研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳技能研修 全6回 ・要約筆記技能研修 全4回 ●ファクス及び電子メールによる緊急通報システムを運用 <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録者 31人
②手話通訳者・要約筆記者の派遣に関し、府や他市町村との連携を進めます。	●大阪府市町村聴覚障害者担当職員等連絡協議会へ参加 全7回	●大阪府市町村聴覚障害者担当職員等連絡協議会へ参加 全6回
③市の手話通訳業務員が、総合保健福祉センター窓口等で、手話通訳を行います。	●市立総合保健福祉センターに手話通訳者（非常勤職員）を配置 2人	●市立総合保健福祉センターに手話通訳者（非常勤職員）を配置 2人
④事前申込により、市議会本会議や委員会の傍聴について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	●傍聴への派遣申込み 0件	●傍聴への派遣申込み 0件
⑤選挙時の投票本部に、手話通訳者を配置し、必要に応じて投票所へ派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ●投票本部に手話通訳者を配置 1人 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府議会議員選挙 ・大阪府知事選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ●投票本部に手話通訳者を配置 1人 <ul style="list-style-type: none"> ・参議院議員通常選挙 ・箕面市長・市議会議員選挙

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>⑥手話通訳・要約筆記等、意思疎通支援に関する理解促進のため、啓発を進めます。</p>	<p>●手話講習会を実施(ささゆり園指定管理事業) ●要約筆記講習会を実施(中央生涯学習センター、社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉課の3者で共催)</p>	<p>●手話講習会を実施(ささゆり園指定管理事業) ●要約筆記講習会を実施(社会福祉協議会ボランティアセンター、ささゆり園指定管理事業、障害福祉課の3者で共催)</p>
達成状況		
○	手話通訳者・要約筆記者の派遣等を適宜行った。	
(5) 災害に強いまちづくりの推進		
1. 大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり		
<p>①自治会やマンション管理組合による、安否確認分担表の作成・更新を進めます。</p>	<p>●地区防災委員会を通じて、自治会やマンション管理組合に対し、安否確認の重要性を説明し、安否確認分担表の作成・更新を実施</p>	<p>●地区防災委員会を通じて、自治会やマンション管理組合に対し、安否確認の重要性を説明し、安否確認分担表の作成・更新を実施</p>
<p>②全市一斉総合防災訓練等により、実効的な安否確認体制の構築を進めます。</p>	<p>●黄色いハンカチ作戦の周知や、地区防災委員会での安否確認訓練を実施</p>	<p>●黄色いハンカチ作戦の周知や、地区防災委員会での安否確認訓練を実施</p>
<p>③重度障害者や独居高齢者を対象とした「要安否確認者名簿」を定期的に更新し、災害時の安否確認に備えて、避難所に封印保管します。</p>	<p>●要安否確認者名簿の更新と保管を実施</p>	<p>●要安否確認者名簿の更新と保管を実施</p>
<p>④自治会への加入の重要性について、引き続き周知を進めます。</p>	<p>●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施 ●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施</p>	<p>●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施 ●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施</p>
達成状況		
○	各自治会等において安否確認体制が構築され、全市一斉総合防災訓練において訓練を実施した。	

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
2. 災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり		
<p>①医療的ケアの必要な独居障害者・高齢者等を対象とした「要継続支援者名簿」を作成し、個別状況をふまえた支援体制の構築を進めます。</p>	<p>●継続的支援体制の検討に基づき、関係課室が連携して対象者名簿を作成し、個別支援計画の作成等に着手</p>	<p>●要継続支援者名簿を更新 ●個別支援計画作成にあたり、より効果的な手法について、関係各課・室で検討を実施</p>
<p>②地域でのネットワークづくりに向けて、社会福祉協議会、サービス提供事業所、民生委員児童委員協議会、保健所等の関係機関及び地域住民等との具体の連携策の検討を進めます。</p>	<p>●地域毎の「小地域ネットワーク活動」に取り組み、各機関が連携し相談・支援活動等を実施 ●全市一斉総合防災訓練に合わせ、市内の障害者通所事業所等によるファクス報告訓練を実施 ●高齢者支援に関し、地区福祉会のサロンや地域団体に対する出前講座等の実施により、地域における関係づくりを推進</p>	<p>●地域毎の「小地域ネットワーク活動」に取り組み、各機関が連携し相談・支援活動等を実施 ●全市一斉総合防災訓練に合わせ、市内の障害者通所事業所等によるファクス報告訓練を実施 ●高齢者支援に関し、地区福祉会のサロンや地域団体に対する出前講座等の実施により、地域における関係づくりを推進 ●認知症初期集中支援等を通じた地域連携を推進</p>
<p>③福祉避難所の運営のあり方について、詳細の検討を進めます。</p>	<p>●全市一斉総合防災訓練において、福祉避難所となる施設と伝達訓練を実施 ●施設との協定内容等の情報収集を実施</p>	<p>●全市一斉総合防災訓練において、福祉避難所となる施設と伝達訓練を実施 ●施設との協定内容等の情報収集を実施</p>
達成状況		
△	支援体制の構築、福祉避難所のあり方について、さらなる検討が必要。	

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
3. 「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施		
<p>①全市一斉総合防災訓練等により、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等において、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練を進めます。</p>	<p>●障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等の状況付与を盛り込んだシミュレーション訓練を4回実施</p>	<p>●高齢者等の安否確認・避難支援等の状況付与を盛り込んだ地区防災委員会の訓練を実施 ●日本赤十字の協力により、実際に車いすを使って避難所まで避難する訓練を実施</p>
<p>②地区防災委員会の訓練等において、障害者・高齢者等への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討を進めます。</p>	<p>●全市一斉総合防災訓練を通じて、各地区防災委員会において、避難所運営時に要配慮者が避難する部屋の設置を想定する等に加え、要安否確認者名簿を用いた安否確認体制の再確認を実施</p>	<p>●全市一斉総合防災訓練を通じて、各地区防災委員会において、避難所運営時に要配慮者が避難する部屋の設置を想定する等に加え、要安否確認者名簿を用いた安否確認体制の再確認を実施</p>
達成状況		
○	<p>防災訓練等の取組みにより、市職員の災害対応力の向上及び市民・関係機関の防災意識の啓発を図った。 訓練を振り返り、要配慮者にかかる活動班の行動の検証や避難所内の部屋の配置など、「避難所運営マニュアル」の見直しが図れた。</p>	
4. 情報伝達の手法の検討		
<p>突然の集中豪雨等の際に、避難指示・避難勧告・避難準備等の情報を、緊急に伝える必要が生じた場合に備えて、聴覚障害者への情報伝達の手法を検討します。</p>	<p>●市のホームページ、市民安全メール、ツイッターなど聴覚障害者でも情報入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施 ●災害時の防災情報の提供体制について検討</p>	<p>●市のホームページ、市民安全メール、ツイッターなど聴覚障害者でも情報入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施 ●災害時の防災情報の提供体制について検討</p>
達成状況		
△	<p>情報の伝達手法のさらなる充実とその利用に向けた周知が必要。</p>	

(2) 雇用・就労の充実

※達成状況 ○：実施中 △：検討が必要

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
(1) 雇用促進と就労支援		
1. (一財)箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施		
<p>①(一財)箕面市障害者事業団が中心となって公共職業安定所、障害者職業センター、相談支援事業者、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等との連携を図りながら、「豊能北障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」・「就労継続支援」のそれぞれの機能を効果的に発揮することにより、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援を行うとともに、離職となった場合の再就職に向けた取組み等を実施するなど、障害者市民の働く権利と場の継続的な確保に向け、なお一層の充実を図ります。</p>	<p>●障害者雇用支援センターを運営 (就労移行 定員20人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用(入所)者数 身体障害者 0(0)人 知的障害者 18(10)人 精神障害者 5(3)人 計 23(13)人 ・就職者数 7(5)人 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施。 <p>※()内は箕面市在住者の内数</p> <p>●障害者就業・生活支援センターを運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者数 身体障害者 30(21)人 知的障害者 215(124)人 精神障害者 145(67)人 その他障害 7(4)人 計 397(216)人 ・就職者数 身体障害者 0(0)人 知的障害者 19(10)人 精神障害者 12(7)人 その他障害 0(0)人 計 31(17)人 ・支援件数 4,784(2,531)件 <p>※()内は箕面市在住者の内数</p>	<p>●障害者雇用支援センターを運営 (就労移行 定員20人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用(入所)者数 身体障害者 2(2)人 知的障害者 24(10)人 精神障害者 9(4)人 計 35(16)人 ・就職者数 7(5)人 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施。 <p>※()内は箕面市在住者の内数</p> <p>●障害者就業・生活支援センターを運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者数 身体障害者 32(20)人 知的障害者 235(133)人 精神障害者 173(80)人 その他障害 9(4)人 計 449(237)人 ・就職者数 身体障害者 1(0)人 知的障害者 19(8)人 精神障害者 4(1)人 その他障害 0(0)人 計 24(9)人 ・支援件数 4,784(2,531)件 <p>※()内は箕面市在住者の内数</p>

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
②豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援を継続し、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実を図ります。	●（一財）箕面市障害者事業団補助金交付要綱に基づき障害者事業団に対し補助金 2,500,000 円を交付	●（一財）箕面市障害者事業団補助金交付要綱に基づき障害者事業団に対し補助金 2,500,000 円を交付
③自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携を進めます。	●就労系通所事業所情報交換会を開催 3回	●就労系通所事業所情報交換会を開催 4回（内2回はワーキング）
④障害者市民就職支援パソコン講座を実施し、就労支援を進めます。	●障害者市民就職支援パソコン講座を開催 ・参加者 5人	●障害者市民就職支援パソコン講座を開催 ・参加者 10人
達成状況		
○	障害者就業・生活支援センターでは登録者数が増え、障害者雇用支援センターでは利用者が就職に結びついているなど、民間事業所への障害者雇用が促進されている。	
2. 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大		
①職場実習を受け入れた民間事業者に協力金を交付し、職場実習の機会拡大を進めます。	●職場実習訓練事業所協力金を支給 ・5事業所 34人（日）	●職場実習訓練事業所協力金を支給 ・5事業所 54人（日）
②障害者を雇用する民間事業者等を対象とした金利軽減事業について、その周知と利用促進を図り、民間事業所の環境整備・雇用促進の充実を図ります。	●実績なし	●実績なし

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
<p>③職場実習訓練生に奨励金を交付し、職場実習を支援します。</p>	<p>●職場実習訓練生奨励金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練生 14人 ・交付額 157,125円 	<p>●職場実習訓練生奨励金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練生 19人 ・交付額 288,288円
達成状況		
○	協力金の支給等により、職場実習を円滑に実施できた。	
3. 障害者雇用の促進		
<p>①市における障害者雇用を進めるため、引き続き障害者別枠採用試験を行います。</p>	<p>●障害者雇用に向け、平成27年5月から12月までの通年の募集を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験者 2人(合格者 0人) <p>●本市の障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体数 1,412.5人 ・対象職員数 37人 ・雇用率 2.62% 	<p>●障害者雇用に向け、平成28年5月から12月までの通年の募集を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験者 2人(合格者 1人) <p>●本市の障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体数 1,433人 ・対象職員数 36人 ・雇用率 2.51%
<p>②市における実習受入れを通じ、知的・精神障害者の市内での働きかたについて、研究を進めます。</p>	<p>●市内実習受け入れに係る調整が整わず、不実施</p>	<p>●9月に1人、11月に2人、12月に2人、1月に1人、3月に1人の実習受入れを実施</p>
<p>③市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者雇用に向けた取り組みを行うよう、働きかけます。</p>	<p>●(社福)箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体数 172.5人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 2.32% <p>●(社福)あかつき福祉会の障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体数 106人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 3.77% <p>●(一財)箕面市障害者事業団の障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体数 63人 ・対象職員数 36人 ・雇用率 57.14% 	<p>●(社福)箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体数 189人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 2.12% <p>●(社福)あかつき福祉会の障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体数 110人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 3.64% <p>●(一財)箕面市障害者事業団の障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体数 62.5人 ・対象職員数 34人 ・雇用率 54.40%

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>④障害者優先調達推進法の趣旨をふまえ、公契約の総合評価入札制度における障害者雇用状況の評価を引き続き実施し、民間事業者等における障害者雇用を促進します。</p>	<p>●実績なし</p>	<p>●実績なし</p>
達成状況		
○	本市をはじめ、市出資法人、民間事業者等における障害者雇用をさらに進める必要がある。	
4. 社会的雇用の推進		
<p>①(一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用について、総合支援法における就労継続支援や、雇用対策法、障害者雇用促進法等に基づく障害者の雇用促進に向けた施策との整合を図りつつ、障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえ、支援を継続します。</p>	<p>●(一財)箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付 17,435,000 円</p> <p>●(一財)箕面市障害者事業団へ事業を委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター 資源ごみ選別業務 等 <p>●(一財)箕面市障害者事業団にて障害者を雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職員数 18 人 (平成 27 年度末実績) <p>●障害者市民何でも相談事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者 12 人 ・相談件数 12 件 <p>●(一財)箕面市障害者事業団内実習を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習受入れ 延べ 12 人 98 日 	<p>●(一財)箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付 17,435,000 円</p> <p>●(一財)箕面市障害者事業団へ事業を委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター 資源ごみ選別業務 等 ・総合保健福祉センター清掃業務 等 <p>●(一財)箕面市障害者事業団にて障害者を雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職員数 17 人 (平成 28 年度末実績) <p>●障害者市民何でも相談事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者 8 人 ・相談件数 8 件 <p>●(一財)箕面市障害者事業団内実習を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習受入れ 延べ 7 人 56 日

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>②(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し、各種法施策との整合性を図りつつ、一般就労が困難な職業的重度障害者の積極的雇用を通じた職種開拓・職域拡大をめざして実施している、障害者雇用助成金制度の趣旨・目的を実現するため、その支援のあり方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。</p>	<p>● 「(一財) 箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 97,003,000 円を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者事業所 (4 箇所) ・ 障害者数 63 人 ・ 援助者数 16 人 	<p>● 「(一財) 箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 100,729,000 円を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者事業所 (4 箇所) ・ 障害者数 64 人 ・ 援助者数 16 人
達成状況		
○	社会的雇用の場の支援により、一般就労が困難な障害者の働く場を確保した。	
(2) 多様な就労の場の確保と支援		
1. 福祉的就労の場の自立・安定の支援		
<p>①福祉的就労の場の運営面・事業面の自立・安定・発展を促進するため、自主的な取組みに対する側面的な支援を行います。</p>	<p>● 工賃向上に向けた課題把握等のため、障害者が働く事業所へのヒアリングを実施</p> <p>● 障害者事業所の製品（お弁当・お菓子）の活用を市内に依頼</p>	<p>● 障害者事業所の製品（お弁当・お菓子、他）の活用を市内に依頼</p>
<p>②市の優先調達推進方針に基づき、障害者が働く事業所への発注を進めるとともに、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組みを推進します。</p>	<p>● 障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への市内発注を優先的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の調達実績（福祉的就労） 792 件 108,955,646 円 	<p>● 障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への市内発注を優先的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の調達実績（福祉的就労） 681 件 108,000,496 円

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
	<p>●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ゴミ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所（8 事業所）と試行的に作業シェアを実施</p>	<p>●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ゴミ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所（8 事業所）と試行的に作業シェアを実施</p>
達成状況		
○	<p>安定運営が進むよう、状況把握と側面的支援を継続的に実施した。優先調達推進方針等に基づいた取組みを推進した。</p>	
2. 市立施設の役割・機能の検討		
<p>重度・重複障害者の就労・日中活動の場を確保・充実するため、地域の社会資源の状況をふまえ、あかつき園等の市立施設の役割について、長期的視点で検討し、建替えの検討を具体的に進めます。</p>	<p>●「箕面市立地適正化計画」において、誘導すべき都市機能として、通所系障害福祉施設を盛り込み、施設の必要数等を検討</p>	<p>●生活介護事業所の整備構想策定を進めた。</p>
達成状況		
△	<p>施設整備構想について、引き続き検討を進めることが必要。</p>	

(3) 保健・医療の充実

※達成状況 ○：実施中 △：検討が必要

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
(1) 保健サービスの充実		
1. 関係機関の連携による健康管理の推進		
<p>①障害者に対し、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。 特に、15歳以上40歳未満の障害者の健康診査受診率向上を図るため、関係機関との連携を図り、啓発に努めます。</p>	<p>●15～39歳の基本健康診査を実施 ・総受診者数 852人 (障害者以外を含む)</p>	<p>●15～39歳の基本健康診査を実施 ・総受診者数 811人 (障害者以外を含む)</p>
<p>②健康診査実施機関や指定相談支援事業者との連携を図りながら、支援を要する子どもや保護者が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師や理学療法士等による訪問など、相談・支援体制の充実を図ります。</p>	<p>●訪問面接を実施 171回 (障害者以外を含む)</p>	<p>●訪問面接を実施 45回 (障害者以外を含む)</p>
<p>③自主的な健康管理が難しいことの多い知的障害者については指定相談支援事業者との連携を、精神障害者や難病患者については保健所との連携を、介護保険の対象となる障害者についてはケアマネジャーとの連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供をめざします。</p>	<p>●ケースワークを通じて健康に関する課題を把握した場合は、関係者間で連携し、受診・健診等につなげた</p>	<p>●ケースワークを通じて健康に関する課題を把握した場合は、関係者間で連携し、受診・健診等につなげた</p>

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
達成状況		
○	若年層に対する基本健康診査や、保健師等の訪問による健康相談を実施した。必要に応じて関係者が連携して、受診・健診などにつなげた。	
(2) 地域医療サービスの充実		
1. 市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ		
①大阪府福祉のまちづくり条例の改正により、病院・診療所に関しては、全て大阪府福祉のまちづくり条例基準適合義務の対象となったため、確認申請時に合わせて審査を実施します。	●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施
②医療機関を含めた市内のバリアフリー情報を発信し、啓発を進めます。	●市内医療機関のバリアフリー情報等を掲載した『箕面バリアフリーガイド』をホームページに掲載 ●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載	●市内医療機関のバリアフリー情報等を掲載した『箕面バリアフリーガイド』をホームページに掲載 ●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載
達成状況		
○	大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、確認申請時に審査を実施した。医療機関のバリアフリー情報の発信に努めた。	
2. 医療の円滑な利用の支援		
①以下の助成により、医療の利用を支援します。 ・身体障害者・知的障害者医療費助成 ・訪問看護利用料助成 ・障害児(者)個室入院料助成	●身体障害者・知的障害者医療費を助成 ・対象者 809人 ・医療費助成額 134,903,451円 ・訪問看護利用料助成費 2,957,310円 ●障害児(者)個室入院料を助成 ・助成件数 5件 ・助成日数 延べ122日 ・助成金額 922,320円	●身体障害者・知的障害者医療費を助成 ・対象者 810人 ・医療費助成額 142,725,591円 ・訪問看護利用料助成費 3,269,167円 ●障害児(者)個室入院料を助成 ・助成件数 8件 ・助成日数 延べ75日 ・助成金額 675,920円

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
②在宅診療・看護・リハビリテーション等の体制整備に取り組みます。	●在宅リハビリテーション指導を実施 ・訪問指導 1,085件	●在宅リハビリテーション指導を実施 ・訪問指導 1,340件
達成状況		
○	各種助成により、医療を受けやすい環境づくりを進めた。	
3. 精神科医療を中心とした精神障害者への支援		
保健所及び医療機関による医療面での支援と連携し、あわせて相談支援体制の充実と、地域移行の推進に取り組みます。	●地域移行 実施件数 2件 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討・病院や地域向け研修会等について協議を実施	●地域移行 実施件数 1件 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討・病院向け研修会等について協議を実施
達成状況		
○	関係機関と連携・協力しながら、地域移行の実施、推進に取り組んだ。	
(3) 医療的ケアに関する対応		
1. 医療的ケアに関する支援基盤の充実促進		
①府ホームページで公表されている、医療的ケアの受けられる短期入所・生活介護・居宅介護事業所の情報を活用し、市内外での基盤整備の働きかけを進めます。	●医療的ケアにかかるサービス提供が可能な事業所には、機会を捉え、必要な情報提供等を行い、市内での事業実施につながるよう依頼	●医療的ケアにかかるサービス提供が可能な事業所には、機会を捉え、必要な情報提供等を行い、市内での事業実施につながるよう依頼
②ささゆり園等を活用し、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保するとともに、その支援策の充実に向けて、引き続き検討します。	●大阪府登録喀痰吸引等研修機関として、社会福祉法人あかつき福祉会が実施 ・実地研修 23人 ・修了申請事務 24人	●大阪府登録喀痰吸引等研修機関として、社会福祉法人あかつき福祉会が実施 ・実地研修 23人 ・修了申請事務 4人

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>③「医療的ケア」を必要とする障害者が、地域での在宅生活に必要な医療的ケアにかかる、法制度のさらなる整備について、国及び大阪府に対して要望を行います。</p>	<p>●地域での在宅生活に必要な医療的ケアにかかる法制度の整備について、国及び大阪府に対し要望</p>	<p>●地域での在宅生活に必要な医療的ケアにかかる法制度の整備について、国及び大阪府に対し要望</p>
達成状況		
○	<p>喀痰吸引等研修を実施し、従事者の養成と、市内事業所への周知・呼びかけを行った。 法制度の整備について、引き続き国・府への要望を行った。</p>	
(4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実		
1. 生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援		
<p>ライフプラザ内の「えいど工房」を核として、在宅生活に必要な住宅改造の助言や、生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援を行います。</p>	<p>●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談 622 件 ・福祉用具貸出 47 件 ・来場者 2,393 件</p>	<p>●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談 803 件 ・福祉用具貸出 35 件 ・来場者 2,325 件</p>
達成状況		
○	<p>「えいど工房」における、福祉用具展示・相談事業の実施を通じて、在宅生活を支援する体制の整備を進めた。</p>	
2. 市立病院との連携による在宅リハビリテーションの支援		
<p>①市立病院との連携を図りながら、在宅リハビリテーションの訪問指導を行います。</p>	<p>●平成 27 年度に開始した総合事業をふまえ、訪問指導に関して高齢福祉室と市立病院がより密接に連携</p>	<p>●平成 27 年度に開始した総合事業をふまえ、訪問指導に関して高齢福祉室と市立病院がより密接に連携</p>

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>②急性期及び回復期のリハビリテーションの充実を図るとともに、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整に努め、訪問リハビリテーションを実施します。</p>	<p>●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数 2,020 件</p>	<p>●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数 2,089 件</p>
<p>③在宅リハビリテーションを担う医療機関・訪問看護事業所や、機能訓練事業所等の障害福祉サービス、保健福祉の各サービス等について、情報の収集と提供のあり方を検討します。</p>	<p>●障害福祉課、障害者支援室、社会福祉協議会在宅ケアセンター（基幹相談支援センター）間で連携し、必要に応じて既存資源の情報提供を実施 ●高齢福祉室、地域保健室、地域包括支援センター等の関係機関で連携し、ケース等の情報収集・共有を実施</p>	<p>●障害福祉課、障害者支援室、社会福祉協議会在宅ケアセンター（基幹相談支援センター）間で連携し、必要に応じて既存資源の情報提供を実施 ●高齢福祉室、地域保健室、地域包括支援センター等の関係機関で連携し、ケース等の情報収集・共有を実施</p>
<p>達成状況</p>		
<p>○</p>	<p>市立病院との連携により、在宅生活を支援するリハビリテーション提供体制を推進した。</p>	

(4) 療育・教育の充実

※達成状況 ○：実施中 △：検討が必要

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
(1) 療育・幼児教育の充実		
1. 保育所・幼稚園における支援保育・支援教育の充実		
<p>①保育所・幼稚園において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。</p>	<p>●支援保育担当の保育士を配置 17所 56人（市立4所 23人、民間10所 22人、認定こども園3所 11人）</p> <p>●支援保育児 20所 78人（市立4所 30人、民間13所 30人、認定こども園3所 18人）</p> <p>●市立幼稚園に支援介助員を配置 5園 22人</p> <p>●支援幼稚園児 5園 33人</p>	<p>●支援保育担当の保育士を配置 18所 56人（市立4所 20人、民間11所 24人、認定こども園3所 12人）</p> <p>●支援保育児 18所 82人（市立4所 28人、民間11所 32人、認定こども園3所 22人）</p> <p>●市立幼稚園に支援介助員・支援担当看護師を配置 4園 支援介助員23人、支援担当看護師1人</p> <p>●支援幼稚園児 4園 31人</p>
<p>②市民や保護者からの相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。</p>	<p>●ケースカンファレンスを実施</p>	<p>●ケースカンファレンスを実施</p>
<p>③子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）や児童発達支援事業所（あいあい園）、発達相談「ゆう」等との連携を図り、相談や保育内容の充実に努めるとともに役割分担を進めます。</p>	<p>●巡回指導を実施</p> <p>●個別の支援指導と、集団での支援指導を実施</p>	<p>●巡回指導を実施</p> <p>●個別の支援指導と、集団での支援指導を実施</p>

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>④民間保育園・幼稚園に対し、支援に関する研修会への参加の呼びかけや、支援の方法、子どもへの関わり方等についての情報交換の促進を図り、支援保育・教育の質の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援保育運営協議会・小委員会・支援保育部会・研修等を開催 ● 支援教育幼稚園検討会を開催 ● コーディネーター会議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援保育運営協議会・小委員会・支援保育部会・研修等を開催 ● 支援教育幼稚園検討会を開催 ● コーディネーター会議を実施
達成状況		
○	適切な支援体制の配置、支援情報の共有等により、支援保育の充実を進めた。	
2. 早期療育事業の充実		
<p>①児童発達支援事業所（あいあい園）の運営を軸として、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた療育・訓練等の提供に、引き続き努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期療育事業の従事職員体制 分室長（1）、理学療法士（兼任 2）、作業療法士（兼任 2）、言語聴覚士（兼任 2）、看護師（専任 1）、保育士（専任 5）、心理相談員（兼任 3）、事務（専任 2） ● 児童発達支援事業所を運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実利用人数 123 人 ・ 延べ利用日数 3,598 日 ● 機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練 4,339 回（内、児童発達支援 225 回） ・ 訪問指導 136 回 ・ 訓練相談 145 回 ・ 経過フォロー 278 回 ・ 巡回相談 83 回 ● 難聴児教室を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児 4 人 ・ 延べ開催数 166 回 	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期療育事業の従事職員体制 分室長（1）、理学療法士（兼任 2）、作業療法士（兼任 2）、言語聴覚士（兼任 2）、看護師（専任 1）、保育士（専任 5）、心理相談員（兼任 3）、事務（専任 2） ● 児童発達支援事業所を運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実利用人数 119 人 ・ 延べ利用日数 3,764 日 ● 機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練 4,455 回（内、児童発達支援 509 回） ・ 訪問指導 172 回 ・ 訓練相談 157 回 ・ 経過フォロー 229 回 ・ 巡回相談 90 回 ● 難聴児教室を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児 4 人 ・ 延べ開催数 166 回

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>②関係機関と連携しながら親子教室事業を実施し、支援を必要とする児童への支援や、子育てに悩む保護者支援の充実をめざします。</p>	<p>●親子教室事業を実施 ・参加者 41人 ・延べ回数 331回</p>	<p>●親子教室事業を実施 ・参加者 38人 ・延べ回数 301回</p>
<p>③早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、保育所・幼稚園の支援保育・支援教育及び児童発達支援事業所（あいあい園）とのさらなる連携に努めます。 また、保育内容の連続性の確保に努めるとともに役割分担を行っていきます。</p>	<p>●早期療育推進会議を開催 16回</p>	<p>●早期療育推進会議を開催 15回</p>
<p>④発達相談「ゆう」で、臨床心理技法に基づき相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。 また、保育所、幼稚園、学校等に訪問し、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び環境調整等のケースワークを行い、さらなる連携を図り、相談・支援体制の充実をめざします。</p>	<p>●発達相談及び早期療育に関する 総合相談を実施 ・相談件数 延べ2,029回 (内、面接1,070件、訪問442件、他機関連携371件、電話相談146件)</p>	<p>●発達相談及び早期療育に関する 総合相談を実施 ・相談件数 延べ2,187回 (内、面接1,228件、訪問474件、他機関連携320件、電話相談165件)</p>
達成状況		
○	<p>子どもの状態像に合わせた療育や訓練などを提供し、関係機関との連携を図り、早期療育事業の充実を進めた。</p>	

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
(2) 学校教育等の充実		
1. 市立小中学校等における合理的配慮の充実		
<p>①障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、障害者基本法に基づき、教育の場の「合理的な配慮」を進めます。障害児介助員の配置・研修、重度障害児送迎事業等を実施します。</p>	<p>●障害児介助員を配置 20校 96人（任期付20人、臨時76人） ●支援学級在籍児童生徒数443人 ●障害児介助員研修を開催 3回 ●重度障害児タクシー送迎を実施（市立小中学校等） 16人</p>	<p>●障害児介助員を配置 20校 120人（任期付20人、臨時100人） ●支援学級在籍児童生徒数 516人 ●障害児介助員研修を開催 3回 ●重度障害児タクシー送迎の実施（市立小中学校等） 14人</p>
<p>②段差解消、手すりの設置など、個別ニーズをふまえた学校施設の改善を、適宜実施します。</p>	<p>●手すりの設置や段差解消が必要な新入生について、個別ニーズに合った対策を実施</p>	<p>●かやの幼稚園にエレベータ設置工事を実施</p>
<p>③災害時の対応について、定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。</p>	<p>●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施</p>	<p>●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施</p>
達成状況		
○	人的体制のソフト面、建物環境のハード面ともに「合理的配慮」の充実を進めた。	
2. 支援教育体制の整備・充実		
<p>①支援学級に在籍している子どもはもとより、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。箕面市支援連携協議会により、関係各課等の連携を進めます。</p>	<p>●通級指導教室を設置 ・小学校：南、豊川北、中、豊川南 ・中学校：第二 ●箕面市支援連携協議会を開催 13回 (全体会2回、部会11回)</p>	<p>●通級指導教室を設置 ・小学校：南、豊川北、中、豊川南 ・中学校：第二 ●箕面市支援連携協議会を開催 16回 (全体会4回、部会12回)</p>

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>②各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取り組めます。</p>	<p>●各種研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修 7回 ・支援教育研修 3回 ・支援教育担当者会 12回 ・教育相談室相談員研修 2回 ・集団づくり研修 1回 ・教育相談研修 1回 ・児童生徒理解研修 1回 	<p>●各種研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修 4回 ・支援教育研修 2回 ・支援教育担当者会 12回 ・教育相談室相談員研修 2回 ・児童生徒理解研修 3回
達成状況		
○	通級指導教室の設置、教職員の研修等により、支援教育の充実を進めた。	
3. 医療的ケアへの対応の充実		
<p>①医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師資格を持つ介助員の配置など体制の充実を図ります。</p>	<p>●看護師資格を持つ介助員を配置（豊川北、中、彩都の丘小学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期付看護介助員 4人 ・臨時看護介助員 3人 	<p>●看護師等資格を持つ介助員を配置（豊川北、中、彩都の丘小学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期付看護介助員 4人 ・臨時看護介助員 3人
<p>②医療的ケア懇談会等を活用し、教育・保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、支援のあり方について、研究・検討を進めます。</p>	<p>●医療的ケア懇談会を開催 3回</p> <p>●市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金交付事業を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 4人 	<p>●医療的ケア懇談会を開催 3回</p> <p>●市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金交付事業を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 4人
達成状況		
○	医療的ケア懇談会により情報交換を行い、支援のあり方について研究を進めた。支援体制の充実を進めた。	

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
4. 相談体制の充実		
<p>①教育センターを核とした各関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実を進めます。</p>	<p>●支援教育専門相談員による障害児関連の相談（教育センター相談室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員 2人×週4日 ・相談件数 147件 ・相談回数 1,338回 <p>●支援教育巡回相談員による支援教育関連の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員 7人×週1日 	<p>●支援教育専門相談員による障害児関連の相談（教育センター相談室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員 2人×週4日 ・相談件数 294件 ・相談回数 2,708回 <p>●支援教育巡回相談員による支援教育関連の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員 7人×週1日
<p>②「いじめ・体罰ホットライン」や「いじめ等学校問題対策チーム」の設置により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。</p>	<p>●「いじめ・体罰ホットライン」を運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 5件 	<p>●「いじめ・体罰ホットライン」を運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 3件
達成状況		
○	関係機関との連携を進め、相談対応・問題解決を行った。	
5. 放課後等における活動の場の充実		
<p>①放課後等デイサービスの利用によって、充実した時間を過ごせるよう、相談支援により、一人ひとりに合った療育環境づくりを支援します。</p>	<p>●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実利用者数 188人（延べ2,629人） ・利用日数 延べ17,845日 	<p>●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実利用者数 237人（延べ4,022人） ・利用日数 延べ26,265日

行動目標	平成 27 年度 実施状況	平成 28 年度 実施状況
<p>②学童保育、新放課後モデル事業、子どもたちの自由な遊び場開放事業の実施により、すべての子どもたちの、より豊かな放課後の居場所づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学童保育実施事業を実施 (全 14 小学校) ・ 障害児 105 人 ●新放課後モデル事業を実施 (2 小学校) ・ プログラム参加障害児 延べ 479 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・ 1 日平均利用児童数 77 人 	<ul style="list-style-type: none"> ●学童保育実施事業を実施 (全 14 小学校) ・ 障害児 146 人 ●新放課後モデル事業を実施 (2 小学校) ・ プログラム参加障害児 延べ 765 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・ 1 日平均利用児童数 83 人
<p>③日中一時支援事業を実施するとともに、放課後等デイサービスとの役割分担のあり方について、検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日中一時支援事業を実施 ・ 利用実人数 46 人 ・ 利用回数 延べ 1,456 回 	<ul style="list-style-type: none"> ●日中一時支援事業を実施 ・ 利用実人数 41 人 ・ 利用回数 延べ 1,064 回
達成状況		
○	<p>放課後等デイサービスの情報の周知が進み、実利用者延べ人数は更に増加した。</p> <p>児童が任意で参加する放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童の参加申し込みがあった場合は、見守り指導員を加配し、安全に実施した。</p>	

(5) 権利擁護施策の推進

※達成状況 ○：実施中 △：検討が必要

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
(1) 人権擁護・啓発の推進		
1. 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現		
①人権問題に係る相談体制の整備、人権侵害に係る救済方策の確立に向けた取組み、人権施策等の評価に関する取組み、人権行政推進体制の強化を図ります。	●要連携相談システムの立ち上げに向けて検討	●要連携相談システムを適切に運用
②箕面市人権行政推進本部会議の運営を通して、人権に関する施策の総合的な推進を図ります。	●箕面市人権行政推進本部会議を開催 ・本部会議 2回 ・研究会 4回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成	●箕面市人権行政推進本部会議を開催 ・本部会議 2回 ・研究会 5回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成
達成状況		
○	要連携相談システムや庁内会議を通じて、人権のまちづくり推進のための体制整備を進めた。	
2. 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進		
①障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発を進めるほか、入居差別については住宅担当課と連携して取り組めます。	●人権啓発学習会を開催 1回 (箕面市人権啓発推進協議会と共催)	●人権啓発シンポジウムを開催 1回 (箕面市人権啓発推進協議会と共催)
②「みのお市民人権フォーラム」の実務者会議及び実行委員会に、市各部署及び教育委員会各部署から参画し、市民と協働して人権啓発を推進します。	●「みのお市民人権フォーラム30th」事務局及び実行委員会に、市各部署及び教育委員会各部署から参画	●「みのお市民人権フォーラム31th」事務局及び実行委員会に、市各部署及び教育委員会各部署から参画

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
③市広報紙「もみじだより」の人権のページ「心の樹」で市民に広く啓発を行います。	●市広報紙12月号の『心の樹』で障害者（心の病のあるかた）と小学生の交流について紹介	●市広報紙『心の樹』で、6月号では外国人市民のかたをサポートする活動、12月号では障害者差別解消法の施行を紹介
④障害者問題連続講座等を開催し、人権啓発の推進を図ります。	●障害者問題連続講座を開催3回（（一財）箕面市障害者事業団への委託事業） ●市民講座「地域で生きる」を開催1回（ささゆり園指定管理事業）	●障害者問題連続講座を開催3回（（一財）箕面市障害者事業団への委託事業） ●市民講座「地域で生きる」を開催1回（ささゆり園指定管理事業）
⑤人権教育推進会議の開催と、情報誌「はじけるころ」の発行により、啓発を継続します。	●人権教育推進会議を開催3回 ●情報誌「はじけるころ」を発行2回	●人権教育推進会議を開催3回 ●情報誌「はじけるころ」を発行2回
達成状況		
○	市民への学習機会の提供や、市民の主体的学習の支援を行った。	
（2）権利擁護の推進		
1. 「保健福祉苦情解決システム」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進		
「保健福祉苦情解決システム」の運営により、保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に、迅速かつ適切に対応します。 あわせて、サービス提供時に発生した事故等に対して指導・助言を行い、サービス利用者の権利擁護に努めます。	●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員2人 ・相談・苦情件数 8件（内、障害者関係 4件） ・虐待把握件数 11件（内、障害者関係 11件） ・事故報告件数 135件（内、障害者関係 10件）	●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員2人 ・相談・苦情件数 6件（内、障害者関係 2件） ・虐待把握件数 21件（内、障害者関係 5件） ・事故報告件数 137件（内、障害者関係 4件）
達成状況		
○	保健福祉苦情調整委員会を開催し、保健福祉サービス利用に係る相談・苦情及び事故等について検証を行った。 保健福祉苦情調整専門員の助言を受け、保健福祉サービスの質の向上を進めた。	

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
2. 虐待防止の取組み		
<p>障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見に向けた取組みを進めます。 また、虐待対応において、関係機関との連携・協力を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター((社福)箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンター)へ障害者虐待防止センターを委託 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・通報件数 12件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議などを実施し、検証 ●障害者及び養護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待の防止に関する広報及び啓発(虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関へ配布・説明)を実施 ●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で障害者虐待、成年後見制度等について協議 	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター((社福)箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンター)へ障害者虐待防止センターを委託 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・通報件数 11件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議などを実施し、検証 ●障害者及び養護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待の防止に関する広報及び啓発(虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関へ配布・説明)を実施 ●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で障害者虐待、成年後見制度等について協議し、研修を実施
達成状況		
○	<p>障害者虐待防止法について、市民や関係機関への周知を進めた。 虐待対応における関係機関との連携・協力を推進した。</p>	
3. 成年後見制度等の推進		
<p>①成年後見制度について、箕面市自立支援協議会等を活用し、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について関係機関を対象とした研修会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について関係機関を対象とした研修会を開催

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
<p>②障害者総合支援法に規定された「成年後見制度法人後見支援事業」をふまえ、法人後見体制や市民後見人等、後見人の担い手の確保のあり方について、検討を行います。</p>	<p>●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や市民後見人等、後見人の担い手の確保のあり方について検討</p>	<p>●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や市民後見人等、後見人の担い手の確保のあり方について検討</p>
<p>③生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成を継続するとともに、必要に応じて市長申立てを行い、権利擁護を進めます。 あわせて、これらの制度の周知を進め、利用を促進します。</p>	<p>●成年後見制度推進事業を実施 ・市長申立て件数 1件 ●成年後見制度報酬等助成事業を実施 ・報酬助成件数 2件</p>	<p>●成年後見制度推進事業を実施 ・市長申立て件数 なし ●成年後見制度報酬等助成事業を実施 ・報酬助成件数 3件</p>
<p>④社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業（まかせてねット）」と連携し、その利用を支援します。</p>	<p>●日常生活自立支援事業（(社福)箕面市社会福祉協議会が運営）を助成 日常生活自立支援事業 ・相談・援助 4,118件 ・支援員実働（利用料反映分）6,229件 ・契約件数 49件（高齢14人、精神障害17人、知的障害18人） ・補助金額 1,251,400円</p>	<p>●日常生活自立支援事業（(社福)箕面市社会福祉協議会が運営）を助成 日常生活自立支援事業 ・相談・援助 4,520件 ・支援員実働（利用料反映分）7,000件 ・契約件数 50件（高齢15人、精神障害19人、知的障害16人） ・補助金額 1,281,000円</p>
達成状況		
○	成年後見制度の利用について、関係機関と連携し、周知を図った。後見のあり方について、法人後見等の研修を行った。	

(6) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

※達成状況 ○：実施中 △：検討が必要

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実		
1. 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進		
<p>①スポーツ施設・文化施設について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。</p>	<p>●中央生涯学習センター1階図書館側多目的トイレを改修(オストメイト、介護ベッドの設備を付加。)</p> <p>●障害者用バリアフリートイレを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一総合運動場スカイアリーナ ・第一総合運動場武道館・野球場 ・第二総合運動場体育館 	<p>●男子トイレの小便器に自動洗浄装置を取り付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央生涯学習センター ・東生涯学習センター <p>●和式トイレの洋式化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一総合運動場武道館 ・第二総合運動場体育館 ・第二総合運動場テニスコート管理棟
<p>②西南公民館について、障害者も利用しやすい施設にするため、再整備を推進します。</p>	<p>●障害者をはじめ、多世代が利用しやすいようバリアフリー化を目指し、調整</p>	<p>●障害者をはじめ、多世代が利用しやすいようバリアフリー化を目指し、調整</p>
達成状況		
○	スポーツ・文化施設のバリアフリー化を推進した。	
2. 民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ		
<p>新築・増築・用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化整備を働きかけます。</p>	<p>●確認申請において審査を実施</p>	<p>●確認申請において審査を実施</p>
達成状況		
○	大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、確認申請時に審査を実施した。	

行動目標	平成27年度 実施状況	平成28年度 実施状況
3. 障害者がスポーツに参加する機会の確保		
①バリアフリー子ども水泳教室などの開催を通じて、障害者がスポーツに参加する機会を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー子ども水泳教室を実施 ・開催回数 延べ10回 ・参加者数 138人 	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー子ども水泳教室を実施 ・開催回数 延べ10回 ・参加者数 164人
②地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー親子体操教室を実施 ・開催回数 延べ15回 ・参加者数 205人 	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー親子体操教室を実施 ・開催回数 延べ13回 ・参加者数 127人
達成状況		
○	スポーツ教室の開催により、障害者のスポーツ参加の機会を提供した。	
4. 障害者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保		
①障害者が講座等に気軽に参加できるよう、手話通訳・要約筆記・資料の点訳などによる情報保障を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の使用料を減免 ●手話通訳・要約筆記者を紹介 ・手話通訳派遣 44件 ・要約筆記派遣 46件 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の使用料を減免 ●手話通訳・要約筆記者を紹介 ・手話通訳派遣 45件 ・要約筆記派遣 52件
②障害者福祉センターささゆり園において、障害者の社会参加のための各種教室を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者対象の茶道・華道教室を開催（障害者福祉センターささゆり園指定管理事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者対象の茶道・華道教室を開催（障害者福祉センターささゆり園指定管理事業）
達成状況		
○	各種教室の開催等により、芸術・文化活動、講座等への参加機会の確保を進めた。 市行事等における情報保障を進めた。	

第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

1 障害福祉サービス等の体系

第5期計画における障害福祉サービス等の体系は【図1】のとおりです。サービスには、障害者総合支援法に基づくものと、児童福祉法に基づくものがあります。

【図1：障害福祉サービス等の体系】



また、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付と地域生活支援事業の全体像は、【図2】のとおりです。

自立支援給付は、障害種別に関わらず、障害者の自立支援を目的に全国共通に提供されるサービスです。介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療及び補装具費の支給から成ります。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障害者の自立した地域生活を支援するために実施する事業です。必須事業と任意事業があり、地域の特性に応じて、柔軟に実施できるものです。

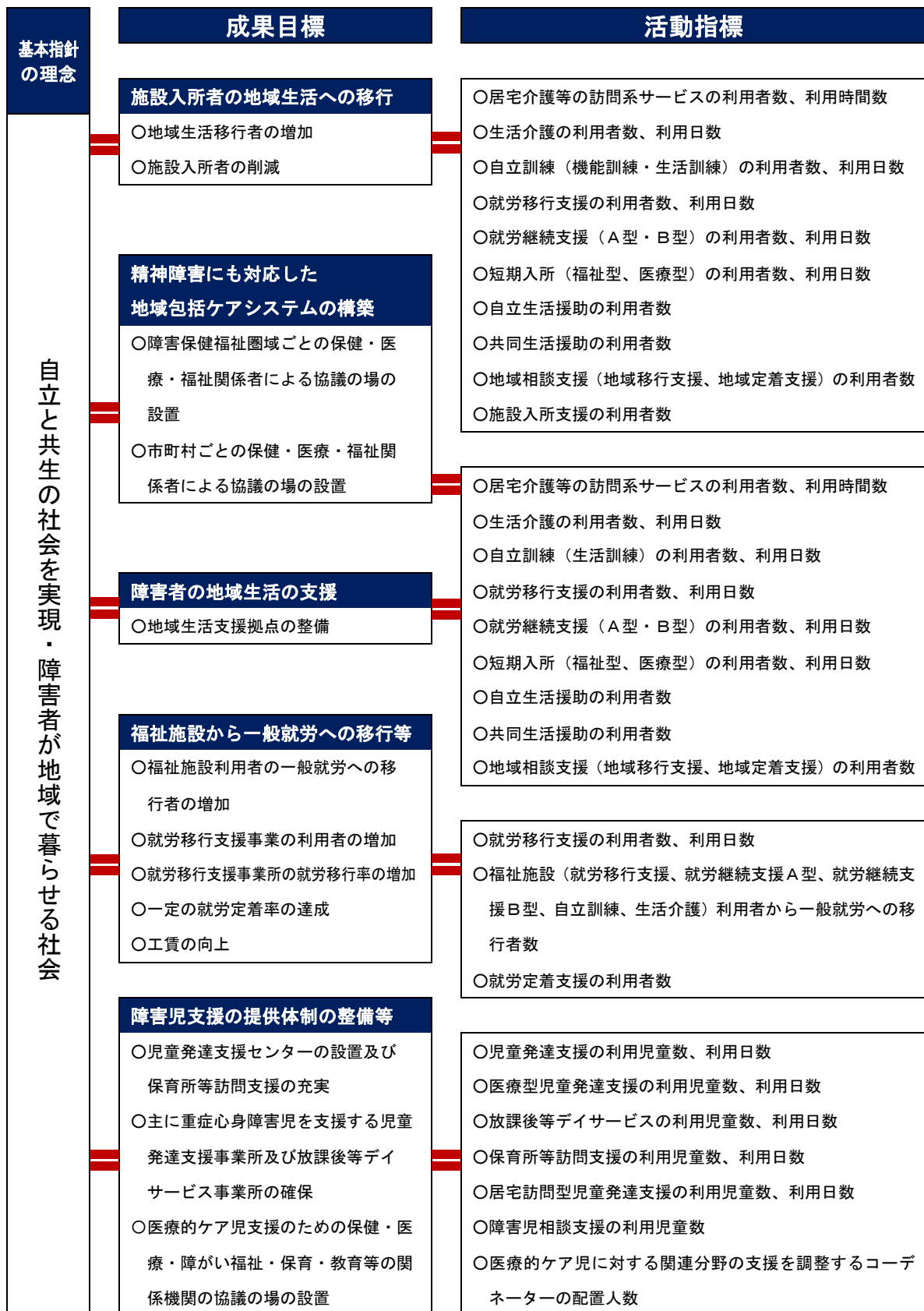
【図2：自立支援給付と地域生活支援事業の全体像】



2 成果目標と活動指標の関係

第5期計画では、平成32年度（2020年度）を目標年度として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づく5つの成果目標を設定しています。あわせて、計画期間（平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度））の各年度の障害福祉サービス・障害児支援等の各分野における取組みの状況を分析するため、活動指標を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、計画の目標を実現していきます。

【図3：国の基本指針の理念及び成果目標と活動指標の関係】



3 成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等の課題への対応を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を進める観点から、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・一般住宅等に移行する人数の目標値を設定します。

あわせて、新規入所希望者についても、ケースワークを通じ地域生活の検討を進めること等により、施設入所者数の減少を図ります。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行・施設入所者の削減数】

平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数は60人です。その60人のうち、9%以上（6人）が、平成32年度（2020年度）末までに地域生活へ移行することを目標値として設定します。

また、平成32年度（2020年度）末時点の入所者数が、平成28年度（2016年度）末時点と比較して概ね2%（1人）減少し、59人になることを目標値として設定します。

これは、地域移行者見込数（6人）だけではなく、新規入所者見込数（5人）もふまえると、その差し引き数（1人）が、実質の削減数となるためです。

【表 35：施設入所者の地域生活移行・施設入所者の削減数の目標値】

項目	数値	考え方
①入所者数 （基準値）	60人	平成28年度末時点
②削減数 （目標値）	1人	平成32年度末時点（③－④）
③地域移行者数 （目標値）	6人	平成30年度～32年度の見込数
④新規入所者数 （見込値）	5人	平成30年度～32年度の見込数
⑤入所者数 （目標値）	59人	平成32年度末時点（①－②）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書（平成29年（2017年）2月8日）」において、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを理念として明確にすべきである旨が記載されています。

国の基本指針では、新たな目標として「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

本市では、既存の箕面市自立支援協議会の活用を含め、平成32年度（2020年度）末までに、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置することを目標とします。

(3) 障害者の地域生活の支援

国の基本指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる「地域生活支援拠点」について、平成32年度（2020年度）末までに、市町村又は各圏域ごとに、少なくとも一つ整備することとされています。

本市では、箕面市自立支援協議会等を活用し、既存の社会基盤の連携・活用により地域生活支援機能を強化する「面的な整備」を進めるとともに、24時間の支援体制や医療的ケアが必要なかたへの支援など、さらに強化が必要な機能とそのあり方についても検討を進め、平成32年度（2020年度）末までに整備することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の就労を支援する観点から、就労移行支援事業の利用者数や、就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数等の目標値を設定します。

【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】

大阪府全体の目標値である1,700人（平成28年度実績の1.3倍）を、市町村ごとに按分した数値を、目標値として設定します。

【表 36：福祉施設から一般就労への移行目標値】

項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行人数 （基準値）	14人	平成28年度実績
福祉施設から一般就労への移行人数 （目標値）	20人	平成32年度見込数

【就労移行支援事業の利用者の増加】

平成28年度（2016年度）実績の1.2倍を、目標値として設定します。

【表 37：就労移行支援事業の利用者数目標値】

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用者数（基準値）	40人	平成28年度実績
就労移行支援事業利用者数（目標値）	48人	平成32年度見込数

【就労移行支援事業所の就労移行率】

市内の就労移行支援事業所において、一般就労への移行率が3割以上の事業所が、全体の5割以上となることを、目標として設定します。

【表 38：就労移行率の増加】

項目	数値
就労移行支援事業所における就労移行率（目標値）	3割以上
上記を満たす事業所の割合 （目標値）	5割以上

【就労定着支援事業による1年後の職場定着率】

就職後の職場定着への支援を強化していくため、平成30年度（2018年度）から「就労定着支援」という障害福祉サービスが新設されます。

本市では、市内の就労定着支援事業所において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを、目標として設定します。

【表 39：就労定着支援事業による1年後の職場定着率】

項目	数値
就労定着支援事業による1年後の職場定着率（目標値）	8割以上

【就労継続支援B型事業所における工賃の平均額】

大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされています。

このため、市内の就労継続支援B型事業所に対して平成32年度（2020年度）の目標工賃額のアンケートを実施し、その平均値を平均工賃月額目標として設定します。

【表 40：就労継続支援B型事業所の工賃の目標値】

項目	数値	考え方
平均工賃月額（基準値）	14,272円	平成28年度実績
平均工賃月額（目標値）	16,222円	平成32年度見込額

（5）障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、平成32年度（2020年度）末までに、児童発達支援センターを少なくとも各市町村に1か所以上設置することを基本としています。

本市は、児童発達支援事業所あいあい園を、市立病院リハビリテーションセンター内で運営しています。また、あいあい園は福祉型児童発達支援センターと同等の機能も備えています。今後、本市が予定している市立病院の建て替えの状況もふまえ、支援を必要とする子どもたちにとってよりよい体制の検討を進めます。

②保育所等訪問支援の充実

国の基本指針及び大阪府の基本的考え方では、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度（2020年度）末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を

構築することが基本とされています。

本市では、既に保育所等訪問支援を実施する民間の障害児通所支援事業所が1か所あります。また、機能訓練を担当する総合保健福祉センター分室の療法士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）や臨床心理士が、従前から保育所等を巡回し支援を要する子どもたちの集団生活への適応のための支援を行っています。今後も支援を必要とする子どもたちにとってよりよい体制の検討を進めます。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び

放課後等デイサービス事業所の確保】

国の基本指針では、平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

大阪府は、府内の重症心身障害児数を障害児通所支援事業所の平均的な登録児数で除した数を参考に、大阪府の平成32年度（2020年度）末までの目標を設定し、各市町村に按分しました。本市では、児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所の整備が求められています。

現在、市内には、既に両事業を実施する民間の障害児通所支援事業所が1か所あります。しかし、放課後等デイサービス事業所数の目標値が2か所であることから、更にもう1か所の整備を進めるため、事業者へ開設の呼びかけ等を行います。

【表 41：主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の数の目標値】

項目	数値	考え方
児童発達支援事業所数（目標値）	1か所	平成32年度見込数
放課後等デイサービス事業所数（目標値）	2か所	平成32年度見込数

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

国の基本指針では、平成30年度（2018年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。

また、大阪府の基本的な考え方では、平成30年度（2018年度）末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた「重症心身障がい児者地域ケアシステム」を活用すること等により、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を各市町村ごとに設置するとしています。

現在、本市には、医療的ケア児を含む障害児に関連する協議の場が複数あり、関係機関の連携を図っています。平成30年度（2018年度）末までに、これら既存の協議の場の活用も含めて検討を進めます。

4 活動指標

(1) 障害福祉サービス

① サービス見込量

●訪問系サービス

【表 42：訪問系サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度 (2019 年度)		平成 32 年度 (2020 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)
身体	居宅介護	84	2,463	88	2,581	92	2,698
	重度訪問介護	12	4,353	13	4,691	14	5,056
	同行援護	27	774	28	803	29	831
	重度障害者等 包括支援	1	75	1	75	1	75
	合計	124	7,665	130	8,150	136	8,660
知的	居宅介護	67	1,195	74	1,320	82	1,462
	重度訪問介護	3	1,642	4	1,927	4	2,087
	行動援護	2	34	2	34	2	34
	合計	196	10,536	210	11,431	224	12,243
精神	居宅介護	47	313	49	326	51	339
	重度訪問介護	1	340	1	340	1	340
	行動援護	1	17	1	17	1	17
	合計	49	670	51	683	53	696
障害児	居宅介護	20	773	21	812	22	851
	行動援護	1	17	1	17	1	17
	同行援護	1	29	1	29	1	29
	合計	20	773	21	812	22	851

合計	居宅介護	218	4,744	232	5,039	247	5,350
	重度訪問介護	16	6,335	18	6,958	19	7,483
	行動援護	4	68	4	68	4	68
	同行援護	28	803	29	832	30	860
	重度障害者等 包括支援	1	75	1	75	1	75
	合計	267	12,025	284	12,972	301	13,836

<サービス見込量の算出方法>

月あたりの延べ利用時間数

= [利用者数の見込み] × [1人あたりの利用時間数]

○利用者数と1人あたりの利用時間数の見込みは、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

○重度障害者等包括支援については、利用実績がないため推計値を利用しています。

●短期入所・日中活動系サービス

【表43：短期入所サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
身体	短期入所	1	6	1	6	1	6
知的		100	542	111	601	124	672
精神		5	64	7	89	9	115
障害児		13	50	15	57	18	69
合計		119	662	134	753	152	862

【表 44：日中活動系サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度 (2019 年度)		平成 32 年度 (2020 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
身体	生活介護	44	749	46	783	49	834
	自立訓練	1	11	1	11	1	11
	就労移行支援	4	82	5	90	5	99
	就労継続支援A型	4	82	4	82	4	82
	就労継続支援B型	22	303	23	316	24	330
知的	生活介護	218	4,294	223	4,392	234	4,609
	自立訓練	8	152	9	171	10	190
	就労移行支援	17	285	18	313	20	342
	就労継続支援A型	9	201	11	246	14	313
	就労継続支援B型	118	2,202	128	2,389	138	2,575
精神	生活介護	17	208	17	208	17	208
	自立訓練	2	46	2	46	2	46
	就労移行支援	19	288	21	318	23	346
	就労継続支援A型	22	432	23	452	25	491
	就労継続支援B型	52	647	57	709	62	771
合計	生活介護	279	5,251	286	5,383	300	5,651
	自立訓練	11	209	12	228	13	247
	就労移行支援	40	655	44	721	48	787
	就労継続支援A型	35	715	38	780	43	886
	就労継続支援B型	192	3,152	208	3,414	224	3,676

＜サービス見込量の算出方法＞

月あたりの延べ利用日数

＝[利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

○利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業生、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

●日中活動系・居住系サービス

【表 45：日中活動系サービス 月あたり必要見込量】

サービス名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
就労定着支援	保 留		
療養介護	7 人	7 人	7 人

【表 46：居住系サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体	共同生活援助	1 人	1 人	1 人
	施設入所支援	13 人	13 人	12 人
	自立生活援助	保 留		
知的	共同生活援助	97 人	102 人	110 人
	施設入所支援	47 人	47 人	47 人
	自立生活援助	保 留		
精神	共同生活援助	22 人	23 人	24 人
	施設入所支援	0 人	0 人	0 人
	自立生活援助	保 留		
合計	共同生活援助	120 人	126 人	135 人
	施設入所支援	60 人	60 人	59 人
	自立生活援助	保 留		

<サービス見込量の算出方法>

月あたりの実利用人数＝[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の平均利用者数等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業生、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

○施設入所支援について、グループホームや在宅での対応が困難で真に利用が必要と判断される数を想定しています。

○就労定着支援について、

保	留
---	---

○自立生活援助について、

保	留
---	---

●相談支援サービス

【表 47：相談支援サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体	計画相談支援	38 人	40 人	43 人
	地域移行支援	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	0 人	0 人	0 人
知的	計画相談支援	149 人	158 人	167 人
	地域移行支援	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人
精神	計画相談支援	76 人	81 人	86 人
	地域移行支援	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人
障害児	計画相談支援	4 人	4 人	4 人
合計	計画相談支援	267 人	283 人	300 人
	地域移行支援	3 人	3 人	3 人
	地域定着支援	2 人	2 人	2 人

<サービス見込量の算出方法>

月あたりの延べ利用人数＝[利用者数の見込み]

- 計画相談支援については、平成30年度（2018年度）に障害福祉サービス等を利用するすべての人を対象としてサービス量を見込み、平成31年度（2019年度）以降は障害福祉サービス利用者増加見込み量を加味しています。
- 地域移行支援と地域定着支援については、入所施設（知的・身体）や精神科病院からの地域移行者の数を加味しています。
- 地域移行支援は、地域移行者数にサービス標準利用期間（6ヶ月）をかけてサービス量全体を算出した上で、ひと月あたりの実利用者数を算出しています。

② サービス見込量確保のための方策

【基本方針】

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

また、障害福祉サービスの対象となっている難病患者等については、徐々に対象疾患が拡大されており、さらなる基盤整備が必要です。

サービスの担い手となる事業所や人材の充実に向けて、箕面市自立支援協議会等を中心とした、課題の共有・検討・情報発信を行うとともに、重度者支援に向けた制度整備の働きかけを、国等に対して行います。

●訪問系サービス

障害者一人ひとりの障害特性やニーズ、同性介護への配慮等に対応したサービスを提供する、多様な事業者の参入を働きかけます。

市内で事業展開している事業者によるサービス提供の状況や、利用者のニーズをふまえ、必要とされる障害福祉サービス事業への参入を促します。

特に重度訪問介護については、地域で単身生活を送る重度障害者のニーズに対し、提供基盤の整備が必要です。重度障害者対応に関する専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保など、事業参入を促すために必要な情報の提供や支援を行います。

●短期入所サービス

緊急を含む多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、短期入所施設に対し、更なる充実を働きかけます。

特に、医療的ケアの必要な利用者への対応が大きな課題となっていることから、広域的な情報の提供を行うとともに、不足する提供基盤の充実に向けて、引き続き関係施設等への働きかけを行います。

●日中活動系サービス

生活介護については、平成31年（2019年）中に生活介護事業所1か所の整備を進めます。また、「市立障害者自立支援センター（あかつき園・ワークセンターささゆり）」のあかつき園について、平成32年度（2020年度）中の建て替えを目指しています。その他、重度・重複障害者の就労・日中活動の場の確保と充実に向けて、新たな事業者の参入などによる地域資源の充実を図ります。

就労移行支援事業等については、箕面市自立支援協議会就労系通所事業所情報交換会において、就労に関する地域課題の共有と連携を進め、ニーズをふまえた基盤の整備・充実を促します。

具体的には、就労支援機関や企業等との連携、また障害者優先調達推進方針の活用等により、就労支援策の強化に向けて取り組む他、就労継続支援事業の利用者等の一般就労に向け、就労移行支援事業の利用を促します。

さらに、発達障害・高次脳機能障害・難病など、従来の支援ノウハウ等に加えて、障害特性に対応した支援を提供する事業者の拡充に努めます。

●居住系サービス

地域移行や自立生活を希望する利用者のニーズ、また「親亡き後」など将来的に大きく膨らむと予想されるニーズに対応するため、グループホームの整備・充実に努めます。

また、整備・充実にあたっては、相談支援事業所等を通じてニーズ調査を行い、より具体的な利用者ニーズを把握した上で基盤整備に努めるとともに、グループホームの利用希望者と社会資源のマッチングを行えるよう、関係機関との協議を進めます。

●相談支援サービス

平成27年度（2015年度）から必要となった「サービス等利用計画」においては、障害者と家族が、各種サービスを有効に、また事業者との対等な関係に基づいて利用できるよう、当事者の自己選択・自己決定に基づくケアマネジメントが重要です。

「サービス等利用計画」を作成する特定相談支援事業所及び地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所について、障害特性・個別性に配慮し、必要な支援を総合的に検討できる事業者の確保を進め、あわせて担い手となる人材（相談支援専門員等）の確保を支援します。

本市では、「サービス等利用計画」を作成する市内の特定相談支援事業所は、平成26年（2014年）12月時点で7か所でしたが、平成29年（2017年）9月時点で10か所に増えており、今後もさらなる確保を進めます。

(2) 障害児支援

① サービス見込量

●通所系サービス

【表 48：通所系サービス 月あたり必要見込量】

サービス名	平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度 (2019 年度)		平成 32 年度 (2020 年度)	
	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援	259	1,119	316	1,421	386	1,805
医療型児童発達支援	7	55	10	78	14	110
放課後等デイサービス	613	4,564	852	6,499	1,184	9,039

＜サービス見込量の算出方法＞

○月あたりの利用者数と利用日数の見込みは、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の実績をもとに、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの伸びを計算した上で算出しています。

●訪問系サービス

【表 49：訪問系サービス 月あたり必要見込量】

サービス名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
保育所等訪問支援	5 回	8 回	12 回
居宅訪問型児童発達支援	4 回	4 回	5 回

＜サービス見込量の算出方法＞

○保育所等訪問支援は、月あたりの利用者数と利用回数を見込みは、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の実績をもとに、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの伸びを計算した上で算出しています。

また、市子どもすこやか室総合保健福祉センター分室の療法士、臨床心理士が保育所等への訪問を行っていること、平成 29 年度（2017 年度）現在で保育所等訪問支援を実施する事業所は市内に 1 か所であることもふまえ見込量を算出しています。

○居宅訪問型児童発達支援は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）まで、同サービスの対象となりうる児童がいなかった状況をふまえ、対象者を1名と見込み、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの児童発達支援の平均利用日数の見込みをかけて利用回数を算出しています。

●相談支援サービス

【表50：相談支援サービス 月あたり必要見込量】

サービス名	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害児相談支援	54人	63人	74人

＜サービス見込量の算出方法＞

○月あたりの利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績をもとに、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの伸びを計算した上で算出しています。

② サービス見込量確保のための方策

【基本方針】

療育プログラムの充実や集団生活の場の確保を図るとともに、障害のある子どもとその家族一人ひとりの状況やニーズに応じた、療育・相談体制の整備を進めます。

●療育・相談体制の整備

市では、平成元年（1989年）から早期療育システム*1を構築し、就学前の発達支援が必要な子どもや家族へ切れ目のない支援を行ってきました。

就学前に利用する児童発達支援については、府池田保健所、市母子保健事業等との連携を密に行い、発達支援が必要な子どもや家族一人ひとりの状況やニーズに応じ、主に市児童発達支援事業所あいあい園（親子通園）で多様な療育プログラムを提供しています。また、市内外に多様な民間の児童発達支援事業所が開設されていることから、その他の事業所情報も提供し、子どもや家族の状況やニーズに合わせた療育を選択いただけるよう支援しています。引き続き、早期療育システムに基づき、関係機関連携のもと児童や家族への支援を行います。

就学後に利用する放課後等デイサービスについても、子どもや家族の状

況やニーズに合った療育を選択いただけるよう市内外の事業所の情報提供に努めていきます。また、今後、増加が見込まれる利用ニーズに対し、事業所の新設情報を把握するなどサービス提供量の動向に注視していきます。

- * 1 母子保健事業等による早期発見・早期支援や市児童発達支援事業所あいあい園等における療育、保育所（園）・幼稚園・認定こども園における支援保育・支援教育など、小学校入学までの関係機関連携による支援システム

●相談支援サービス

本市では、障害児通所支援のサービス紹介の際に、児童や家族への支援を一体的に受けられるよう、障害児相談支援の利用について周知・勧奨に努めてきました。平成29年（2017年）4月時点で、障害児通所支援の利用者のうち障害児相談支援の利用は全体の4割程度となっています。今後も障害児相談支援の利用率向上に向けて、周知・勧奨に努めていきます。

●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター*2の協議の場への参加

平成30年度（2018年度）末までに市が既存の協議の場の活用も含め設置の検討を進める「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」の構成員のひとりとして、関連分野の支援を調整するコーディネーターの役割を担う特定相談支援事業者の相談支援専門員等に参加いただく方向で調整を進めていきます。

- * 2 医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進を行う人材です。国の基本指針や府の基本的考え方では、相談支援専門員や訪問看護師の活用が想定されています。

③ 子ども・子育て支援事業計画（第三次子どもプラン）との連携

●子育て支援施策との連携

本市では、障害の有無に関わらず児童が地域で共に成長できるよう、社会参加やインクルージョンの推進に努めてきました。

今後は、障害児支援の体制整備をさらに進めるため、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、障害児支援施策と子ども・子育て支援施策の連携を緊密に行っていきます。

5 地域生活支援事業

(1) 実施内容

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村及び都道府県が行う事業です。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれており、箕面市においては、下記の事業を実施または実施に向けた検討をします。

【地域生活支援事業の内容】

必須事業		任意事業	
①	理解促進研修・啓発事業	⑨	入浴サービス
	自発的活動支援事業		日中一時支援
②	相談支援事業	⑩	その他
③	成年後見制度利用支援事業		
	成年後見制度法人後見支援事業		
④	意思疎通支援事業		
⑤	日常生活用具給付等事業		
⑥	手話奉仕員養成研修事業		
⑦	移動支援事業		
⑧	地域活動支援センター機能強化事業		

(2) 事業ごとの見込量及び考え方

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害者の自立と社会参加を推進し、障害及び障害者に対する理解を促進するため、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施し、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組みを進めます。

② 相談支援事業

障害者の福祉や地域生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

【表 51：相談支援事業 実施見込量（設置箇所数）】

事業名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	4 箇所	4 箇所	4 箇所
基幹相談支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所

相談支援事業については、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業等を実施します。特に、基幹相談支援センターは、平成 29 年度（2017 年度）から市直営となり、箕面市自立支援協議会を中心として、関係機関の連携を強め、より重層的な支援体制の整備に努めます。

また、専門的な分野についての相談に対応するために、市域を越えた広域的な対応に向けた連携を進めます。

③ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

当事者の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが有効である知的障害者または精神障害者に対し、市長申立や費用負担施策による支援を行います。また、これらの支援策について、利用促進のための周知を進めます。

さらに、成年後見制度の担い手確保のために、法人後見等に関する調査研究を行います。

【表 52：成年後見制度利用支援事業 年あたり見込量（実利用者数等）】

事業名	項目	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度 利用支援事業	市長申立費用助成 その他申立費用助成 成年後見人報酬費用助成	4 人	5 人	6 人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度市長申立及び費用負担軽減施策の利用促進のため、市ホームページや市広報紙等を通じて周知を行うとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会等を活用し、関係機関を通じた周知を進めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、認知症高齢者等の成年後見利用支援等を行う市高齢福祉室や、日常生活自立支援事業を行う（社福）箕面市社会福祉協議会との連携を図りながら、法人後見の活動を実施するための組織体制の構築や、権利擁護センターの設置に向けての検討を進めます。

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能または音声機能の障害のため、意思疎通に支障がある障害者に対し、意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

入院時における重度障害者と医療従事者との意思疎通を支援するために、支援員を入院先に派遣します。

【表 53：意思疎通支援事業 年あたり見込量（実利用件数等）】

事業名		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者派遣事業	実利用件数	76 件	76 件	76 件
	実利用時間数	152 時間	152 時間	152 時間
要約筆記者派遣事業	実利用件数	38 件	40 件	42 件
	実利用時間数	76 時間	80 時間	84 時間
手話通訳者設置事業	実設置者数	2 人	2 人	2 人
入院時コミュニケーション支援事業	実利用者数	3 人	3 人	3 人

見込量は、近年の実績から算出しています。

引き続き、制度利用に向けた周知を進めるとともに、意思疎通支援に関する理解を促進するための啓発等を図ります。

⑤ 日常生活用具給付等事業

重度障害者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

【表 54：日常生活用具の主な内容と品目】

種目	内容	品目	
介護・訓練支援用具	介護ベッドや褥瘡(床ずれ) 予防マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ベッド ・自動吸尿器 ・褥瘡(床ずれ) 予防マット 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴介護用具 ・体位変換・保持マット ・移動用リフト
自立生活支援用具	入浴動作補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴動作補助用具 ・補高便座・ポータブルトイレ等 ・手すり、スロープ等 ・洗浄機能付便器 ・火災警報器 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動消火器 ・電磁調理器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・聴覚障害者用屋内信号装置 ・頭部保護帽
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・透析液加温器 ・ネブライザー(吸入器) ・電気式たん吸引器 ・人工呼吸器外部バッテリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素ボンベ運搬車 ・視覚障害者用体温計(音声式) ・視覚障害者用体重計 ・動脈血中酸素飽和度測定器
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯会話用補助装置 ・情報・通信支援用具 ・点字ディスプレイ ・点字器 ・点字タイプライター ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用活字文書読み上げ装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用拡大・音声読書器 ・視覚障害者用時計 ・視覚障害者用物品識別装置 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・人工喉頭
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ装具 ・紙おむつ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・収尿器
住宅改修費	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅生活動作補助用具 	

【表 55：日常生活用具給付等事業 年あたり見込量】

事業名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	22 件	22 件	22 件
自立生活支援用具	11 件	11 件	11 件
在宅療養等支援用具	23 件	24 件	25 件
情報・意思疎通支援用具	18 件	18 件	18 件
排泄管理支援用具	2,950 件	3,101 件	3,260 件
住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	3 件	4 件	5 件

見込量は、近年の実績から算出しています。

日常生活用具に対するニーズの変化等をふまえ、必要に応じて給付品目等の見直しを行います。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話通訳奉仕員を養成します。

【表 56：手話奉仕員養成研修事業 年あたり見込量（修了者数）】

事業名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	15 人	15 人	15 人

修了者数は、近年の手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）の実施状況をもとに算出しています。

引き続き、手話奉仕員養成講座を開催するとともに、周知を進め、奉仕員の確保を図ります。

⑦ 移動支援事業

単独での移動が困難な方について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。また、施設入所者の帰省等への支援や、障害児の学校・学童保育への送迎を行います。

【表 57：移動支援 年あたり必要見込量】

対象者		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実 利 用 者 数	身体障害者	43 人	45 人	47 人
	知的障害者	227 人	244 人	262 人
	精神障害者	20 人	20 人	20 人
	障害児	43 人	49 人	56 人
	合計	333 人	358 人	385 人
延 べ 利 用 時 間 数	身体障害者	5,227 時間	5,470 時間	5,714 時間
	知的障害者	40,931 時間	43,996 時間	47,242 時間
	精神障害者	1,119 時間	1,119 時間	1,119 時間
	障害児	5,548 時間	6,322 時間	7,225 時間
	合計	52,825 時間	56,907 時間	61,300 時間

見込量は、近年の実績から算出しています。

【サービス見込量確保のための方策】

相談支援事業者やサービス提供事業者との情報交換を進め、利用ニーズの把握と、サービス提供基盤の充実に努めます。

⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が気軽に立ち寄り、創作活動などを行うことができる、地域活動支援センターの運営により、日中活動や社会参加を支援します。

【表 58：地域活動支援センター 年あたり見込量】

事業名等		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
基礎的事業	実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所
	実利用者数	30 人	30 人	30 人
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	1 か所	1 か所	1 か所
	うち地域活動支援センターⅢ型	1 か所	1 か所	1 か所

引き続き、地域活動支援センター 2 か所の運営を見込んでいます。

【サービス見込量確保のための方策】

地域活動支援センターは、障害者が気軽に利用できる日中活動資源です。現在の施設機能と利用者ニーズを勘案し、サービス必要量の確保に努めます。

⑨ 入浴サービス事業、日中一時支援事業

施設での入浴サービス、自宅での訪問入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

日中一時支援の実施により、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息の機会を確保します。

【表 59：地域生活支援事業任意事業 年あたり見込量】

事業名等		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
入浴サービス事業	利用者数	28 人	29 人	30 人
	利用回数	2,426 回	2,510 回	2,593 回
日中一時支援事業	利用者数	35 人	38 人	41 人
	利用日数	318 日	330 日	343 日

入浴サービスの見込量は、近年の実績から算出しています。

日中一時支援事業については、近年の実績から算出した上で、障害者の日中活動終了後のニーズを加味しています。

【サービス見込量確保のための方策】

日中一時支援事業については、今後増加すると見込まれる障害者の日中活動終了後のニーズをふまえたサービス提供基盤のあり方について検討を進め、サービス提供事業所の充実に努めます。

⑩ その他の事業

障害者の社会参加を促進することを目的として、下記の事業を実施します。

- レクリエーション教室開催等
- 芸術文化活動振興
- 点字・声の広報等発行
- 奉仕員養成研修

6 提供体制の確保にかかる関係機関等との連携

箕面市では、障害者の地域生活支援体制を整備するため、障害者総合支援法第89条の3に基づき「箕面市自立支援協議会」を設置しています。

この協議会は、関係機関・関係団体、障害者等とその家族及び福祉・医療・保健・就労関係者で構成されています。

障害者への支援体制に関する地域課題について情報を共有し、関係機関等の連携の密接化を図るとともに、地域の実情に応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について協議を行います。

【図4：箕面市自立支援協議会組織図】



第4章 分野別施策の行動目標

1 生活環境の整備

(1) 都市施設の整備

【基本方針（長期計画より）】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

今後の都市施設の整備にあたっては、国及び大阪府の動向をふまえ、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

①都市施設のバリアフリー化の促進

【第4期実績からの課題】

- 都市施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。
- 民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発方法の検討が必要です。

【第5期計画での行動目標】

1. 市有建築物等のバリアフリー化の推進	
市有建築物・道路・公園等について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	建築室 道路管理室 道路整備室 公園緑地室
当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりを進めます。	建築室

2. 「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導	
一定規模以上の特殊建築物の新築・増築・用途変更時に、バリアフリー法・大阪府福祉のまちづくり条例・箕面市まちづくり推進条例に基づき、バリアフリー化の整備を事前協議にて指導します。	審査指導室
民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発に取り組みます。	審査指導室

(2) 移動支援の充実

【基本方針（長期計画より）】

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

市街地開発の動向や市民ニーズをふまえ、障害者の社会参加を支援する観点から、適時適切な事業実施を図っていきます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ①円滑な移動と施設利用の総合的推進 ②移動困難者支援策の検討

【第4期実績からの課題】

- 北大阪急行線延伸による新駅において、これまでに実施した設計をふまえ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備を行う必要があります。
- 利用者の声をふまえ、オレンジゆずるタクシーの次年度以降の姿を検証する必要があります。
- オレンジゆずるバスの継続的な運行のため、利用促進の検討が必要です。
- 路線バス事業者に対し、主体的なノンステップバスの導入の働きかけが必要です。
- 市内歩道のバリアフリー化の課題を把握し、改善を進める必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 新駅におけるバリアフリー等に配慮した整備の推進	
北大阪急行線延伸による新駅において、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	鉄道延伸室

2. バリアフリー交通網の整備	
これまでのオレンジゆずるタクシーの運行をふまえ、サービスの向上と、持続可能な福祉デマンド輸送を確立します。	健康福祉政策室
オレンジゆずるバス（ノンステップバス導入率100%）の継続的な運行により、市内移動の充実を進めます。	交通政策室
路線バス事業者に対し、主体的なノンステップバスの導入を働きかけます。	交通政策室
北大阪急行線延伸に伴うバス路線網再編の検討の中で、さらなる市内移動の充実を目指します。	交通政策室
3. 移動しやすい歩道の整備促進	
市内各所に残る歩道段差（傾斜・勾配等の改善を含む。）について整備を実施し、整備率100%をめざします。	道路管理室
道路に関する要望は、記録と優先順位づけを行い、計画的に改修を進めます。	道路管理室

（3）住宅の確保

【基本方針（長期計画より）】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

①公的住宅・民間住宅の利用の推進

【第4期実績からの課題】

- 市営住宅の有効活用に向けた検討が必要です。
- 住宅施策と福祉施策の連携により、障害者・不動産事業者・賃貸住宅所有者等に対し、入居支援施策・バリアフリー化支援策の周知をさらに進め、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、入居拒否等をなくす取り組みを進める必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 公的住宅の活用の推進	
市営住宅の1階に空家が生じた際、障害者・高齢者向け住戸へのバリアフリー改修を推進します。	営繕課
市営住宅の空家募集において、倍率優遇の実施により、優先的に供給します。	営繕課
2. 民間住宅の活用の推進	
民間住宅等について、「箕面市重度障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知により、バリアフリー化を支援します。	障害福祉課 営繕課
「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等について、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知を行います。	営繕課
障害者の相談支援事業において住宅入居支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	障害者支援室

(4) 情報バリアフリーの推進

【基本方針（長期計画より）】

すべての市民にとって、より一層わかりやすい形での行政情報の提供を進め、図書館やICT（情報通信技術）の活用を含めた、情報へのアクセスの支援やコミュニケーション支援により、情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 行政情報の提供の充実 ② 情報利用の支援 ③ 意思疎通の支援

【第4期実績からの課題】

- 拡大文字などの新たなニーズへの対応や、市発行物の共通ルール作りが必要です。
- バリアフリーやアクセシビリティに対応したホームページの作成を推進し、視覚障害者等が容易に行政情報を入手できる環境づくりを推進する必要があります。
- 図書館の利用支援を進める必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 点字・音声・手話等による行政情報の充実	
個人宛通知文を点字化し、希望者に送付します。	健康福祉部 全課室 国民健康保険室 介護・医療・年金室
市広報紙、市議会だより、選挙公報、けんしんガイドブックなど、全戸配布物の点字版・音声版を発行し、希望者が利用できるようにします。	全関係課室
拡大文字などの新たなニーズや、市発行物等における色覚特性の対応策を検討します。	障害福祉課
手話や要約筆記により、市主催行事における情報保障の充実を進めます。	全関係課室
2. 障害者が情報を入手しやすいホームページの作成	
バリアフリーやアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページを作成します。	箕面広報室 全関係課室
市広報紙のテキスト版及び音声版を市ホームページに掲載します。	箕面広報室 全関係課室

3. 図書館サービスの利用支援	
点字図書の提供を進めます。	中央図書館
録音図書の作成と提供を進めます。	中央図書館
音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動を支援します。	中央図書館
「声と点字の読書情報」の発行等により、点字・録音図書や新刊図書などの情報提供に努めます。	中央図書館
4. 意思疎通支援の実施	
手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、並びに聴覚障害者に対する緊急時の支援を進めます。	障害福祉課
手話通訳者・要約筆記者の派遣に関し、府や他市町村との連携を進めます。	障害福祉課
市の手話通訳業務員が、総合保健福祉センター窓口等で、手話通訳を行います。	障害福祉課
事前申込により、市議会本会議や委員会の傍聴について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	議会事務局 議事室
選挙時の投票本部に手話通訳者を配置し、必要に応じて投票所に派遣します。	選挙管理委員会事務局
手話通訳・要約筆記等、意思疎通支援に関する理解促進のため、啓発を進めます。	障害福祉課

(5) 災害に強いまちづくりの推進

【基本方針（長期計画より）】

障害者が安心して地域生活を送るためには、防災対策の充実が不可欠です。

行政だけでできる防災対策には、最優先で取り組むとともに、「行政にできることは有限である」という事実認識にたって、地域の多様なコミュニティによる地域防災力の向上に向けた取組みを進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ①網羅的な安否確認体制の構築 ②継続的な支援体制の構築

【第4期実績からの課題】

- 全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の自主訓練において、さらに迅速かつ網羅的な安否確認・避難支援を実施することで、実効性のある体制を構築する必要があります。
- 「要安否確認者名簿」、「要継続支援者名簿」、「個別支援計画」、そして平成28年に作成した「避難行動要支援者名簿」を更新・活用し、支援体制を整えていく必要があります。
- 自治会加入率が微減している現状から、今後も自治会加入を促進し続ける必要があります。
- 福祉避難所のあり方を検討する必要があります。
- 災害時においても、必要な福祉・医療サービス等が継続されるよう、防災訓練等を通じ、さらに実効性のある体制づくりを進める必要があります。
- 主に聴覚障害者について、避難情報などの伝達手法をさらに充実する必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり	
自治会やマンション管理組合による安否確認分担表の作成・更新を進めます。	市民安全政策室
全市一斉総合防災訓練等により、実効的な安否確認体制の構築を進めます。	市民安全政策室
重度障害者や独居高齢者などを対象とした「要安否確認者名簿」を定期的に更新し、災害時の安否確認に備えます。	市民安全政策室
重度障害者や要介護者を対象とした「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等による日頃からの見守り体制を強化します。	市民安全政策室 健康福祉政策室
地域コミュニティによる地域防災力の向上のため、自治会への加入の重要性について、さらなる周知を進めます。	市民サービス政策室

2. 災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり	
医療的ケアの必要な独居障害者・高齢者等を対象とした「要継続支援者名簿」及び「個別支援計画」について、必要に応じて更新し、個別状況をふまえた支援体制の構築を進めます。	健康福祉政策室 障害福祉課 障害者支援室 高齢福祉室 介護認定・事業者指導室
災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うために、行政・家庭・地域・事業者等の連携を図り、支援体制の充実を図ります。	高齢福祉室
関係機関と連携して福祉避難所の運営方法を検討します。	障害福祉課 高齢福祉室
3. 「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施	
全市一斉総合防災訓練等により、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等において、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練を進めます。	市民安全政策室
地区防災委員会の訓練等において、障害者・高齢者等への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討を進めます。	市民安全政策室
4. 情報伝達の手法の検討	
突然の集中豪雨等の際に、避難指示・避難勧告・避難準備等の情報を緊急に伝える必要が生じた場合に備えて、聴覚障害者への情報伝達の手法を検討します。	市民安全政策室 障害福祉課

2 雇用・就労の充実

(1) 雇用促進と就労支援

【基本方針（長期計画より）】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活をおくる上で、非常に重要です。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく、障害者雇用率制度における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取り組みを進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 関係機関の連携による一貫した支援
- ② 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大
- ③ 障害者雇用の促進 ④ 社会的雇用の推進

【第4期実績からの課題】

- 障害者雇用促進法の改正により、平成30年（2018年）4月に実施される「精神障害者の法定雇用率算入」及び「法定雇用率の引き上げ」をふまえて、雇用促進・就労支援に積極的に取り組む必要があります。
- 箕面市職員採用試験において、障害者雇用率3%以上の確保に向けて、採用募集手法を検討する必要があります。
- 知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究が必要です。
- 市が出資・補助等を行っている法人に対し、変更後の法定雇用率を満たすよう、働きかける必要があります。
- 社会的雇用の国制度化に向けた働きかけを継続するとともに、障害者総合支援法等のさまざまな取り組みとの連携を行いながら、持続可能な制度の構築を進める必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. (一財)箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施	
(一財)箕面市障害者事業団が中心となって公共職業安定所、障害者職業センター、相談支援事業所、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等との連携を図りながら、「障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」「就労継続支援」、また、平成30年度より開始される「就労定着支援」も含め、それぞれの機能を効果的に発揮することにより、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援を行うとともに、離職となった場合の再就職に向けた取組み等を実施するなど、障害者市民の働く権利と場の継続的な確保に向け、なお一層の充実を図ります。	障害者事業団 障害福祉課
豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援を継続し、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実を図ります。	箕面営業室
箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携を進めます。	障害者支援室
障害者市民就職支援パソコン講座を実施し、就労支援を進めます。	箕面営業室
2. 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大	
職場実習を受け入れた民間事業者に協力金を交付し、職場実習の機会拡大を進めます。	箕面営業室
障害者を雇用する民間事業者等を対象とした金利軽減事業について、その周知と利用促進を図り、民間事業所の環境整備・雇用促進の充実を図ります。	箕面営業室
職場実習訓練生に奨励金を交付し、職場実習を支援します。	箕面営業室
3. 障害者雇用の促進	
市における障害者雇用を進めるため、引き続き障害者別枠採用試験を行い、雇用率3%達成に向けた採用募集手法を検討します。	人事室
市における実習受入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を進めます。	人事室 障害福祉課

<p>市が出資等を行っている法人に対し、障害者雇用に向けた取り組みの実施や、法定雇用率を満たすよう、働きかけます。</p>	<p>全関係課室</p>
<p>4. 社会的雇用の推進</p>	
<p>(一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用については、総合支援法における就労継続支援等、また雇用対策法、障害者雇用促進法等に基づく、障害者の雇用促進に向けた施策との整合を図りつつ、障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえ、引き続き支援を実施します。</p>	<p>障害者事業団 障害福祉課</p>
<p>(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し、各種法施策との整合性を図りつつ、一般就労が困難な職業的重度障害者の積極的雇用を通じた職種開拓・職域拡大をめざして実施している「障害者雇用助成金制度」の趣旨・目的を実現するため、その支援のあり方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。</p>	<p>障害者事業団 障害福祉課</p>

(2) 多様な就労の場の確保と支援

【基本方針（長期計画より）】

障害者総合支援法では、一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所など、多様なサービスを提供し、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、事業所に対する側面的な支援を行います。また、事業所とともに諸課題を整理し、施策を展開します。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 福祉的就労の場の自立・安定の支援 ② 市立施設の役割・機能の検討

【第4期実績からの課題】

- 優先調達推進方針に基づく取り組みを進めるとともに、役務の提供のあり方について、検討する必要があります。
- 重度・重複障害者の就労・日中活動の場の確保及び充実が必要です。

【第5期計画での行動目標】

1. 福祉的就労の場の自立・安定の支援	
福祉的就労の場の運営面・事業面の自立・安定・発展を促進するため、自主的な取組みに対する側面的な支援を行います。	障害福祉課
市の優先調達推進方針に基づき、障害者が働く事業所への発注を進めるとともに、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組みを推進し、工賃向上につなげます。	障害福祉課
2. 市立施設の役割・機能の検討	
「重度障害者のための生活介護事業所整備構想」をもとに、新施設の整備を進めます。	障害福祉課

3 保健・医療の充実

(1) 保健サービスの充実

【基本方針（長期計画より）】

「健康日本21（第2次）」との整合を図り、全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 関係機関の連携による健康管理の推進

【第4期実績からの課題】

- 生活習慣病の重症化予防に向け、若年層への健診の周知や、支援が必要なかたに対する相談体制の充実を図っていく必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 関係機関の連携による健康管理の推進	
障害者に対し、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。特に、15歳以上40歳未満の障害者の健康診査受診率向上を図り、啓発に努めます。	地域保健室
健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携を図りながら、支援を要する市民が、専門的な相談を受けられるよう、保健師や理学療法士等による訪問など、相談・支援体制の充実を図ります。	地域保健室
自主的な健康管理が難しい障害者については、相談支援事業所、保健所、ケアマネージャー等との連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供を目指します。	地域保健室

(2) 地域医療サービスの充実

【基本方針（長期計画より）】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関及び保健所等の関係機関との連携を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 医療の円滑な利用の支援 ② 精神科医療を中心とした精神障害者への支援

【第4期実績からの課題】

- 地域医療機関のバリアフリー化と、バリアフリー情報の発信が必要です。
- 市立病院を中心とした、市内医療機関と介護事業者間の連携強化に努める必要があります。
- 保健所との連携体制の強化に努める必要があります。
- 障害者入所施設や精神科病院からの地域移行を進める国の政策をふまえ、地域での受け入れ基盤の整備や医療との連携体制の充実を進める必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ	
新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。	審査指導室
市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページにおいて、車いすでの通院の可否等のバリアフリー情報を発信します。	市立病院
2. 医療の円滑な利用の支援	
「重度障害者医療費助成」、「訪問看護利用料助成」、「障害児（者）個室入院料助成」により、医療の利用を支援します。	介護・医療・年金室 障害福祉課

3. 精神科医療を中心とした精神障害者への支援	
保健所や医療機関による医療面での支援と連携し、あわせて相談支援体制の充実と、地域移行の推進に取り組みます。	障害者支援室
保健所や医療機関とのスムーズな関係づくりと連携体制の構築を行います	障害福祉課 高齢福祉室 地域保健室

(3) 医療的ケアに関する対応

【基本方針（長期計画より）】

「医療的ケア」を必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めるとともに、法制度のさらなる整備に向け、国及び大阪府に対して要望を行います。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

【第4期実績からの課題】

- 地域生活支援拠点の整備とあわせて、医療的ケアを受けられる社会基盤の整備に取り組む必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 医療的ケアに関する支援基盤の充実促進	
府ホームページで公表されている、医療的ケアの受けられる短期入所・生活介護・居宅介護事業所の情報を活用し、市内外での基盤整備の働きかけを進めます。	障害者支援室
ささゆり園等を活用し、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保するとともに、その支援策の充実に向けて、引き続き検討します。	障害者支援室
医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活に必要な医療的ケアにかかる法制度のさらなる整備について、国及び大阪府に対して要望を行います。	障害者支援室

(4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

【基本方針（長期計画より）】

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なリハビリテーションを受けられる体制の整備を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① リハビリテーション等の提供の推進

【第4期実績からの課題】

- 訪問リハビリテーションの実施内容の充実を図る必要があります。
- 高齢障害者に対して、障害福祉サービスと介護保険サービスの適正かつスムーズなサービス利用の調整を行う必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援	
ライフプラザ内の「えいど工房」において、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援を行います。	障害福祉課
2. 市立病院との連携による在宅リハビリテーションの支援	
市立病院との連携を図りながら、在宅リハビリテーションの訪問指導を行います。	高齢福祉室
急性期及び回復期のリハビリテーションの充実を図るとともに、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整に努め、訪問リハビリテーションを実施します。	市立病院
個々のケースに対して、担当部署の連携を密にし、在宅生活を支える体制を整えます。	障害福祉課 障害者支援室 高齢福祉室 地域保健室

4 療育・教育の充実

(1) 療育・幼児教育の充実

【基本方針（長期計画より）】

療育プログラムの充実や集団生活の場の確保を図るとともに、障害のある子どもとその家族一人ひとりの状況やニーズに応じた、療育・相談体制の整備を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

①療育・相談体制の充実

【第4期実績からの課題】

- 民間保育園・幼稚園とともに、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組む必要があります。
- 療育の専門性の向上とあわせて、家族に対する相談・支援体制の充実に取り組む必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 保育所・幼稚園における支援保育・支援教育の充実	
段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた保育所・幼稚園施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室
保育所・幼稚園において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。	幼児教育保育室
市民や保護者からの相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。	幼児教育保育室
児童発達支援事業所（あいあい園）、発達相談「ゆう」などの療育部門との連携を図り、相談や保育内容の充実に努めるとともに役割分担を進めます。	幼児教育保育室
民間保育園・幼稚園に対し、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等について共に考え理解を深めることにより、支援保育・教育の質の向上に努めます。	幼児教育保育室

2. 早期療育事業の充実	
児童発達支援事業所（あいあい園）の運営を軸として、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた療育・訓練等の提供に、引き続き努めます。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
関係機関と連携しながら親子教室事業を実施し、支援を必要とする児童や、子育てに悩む保護者への支援の充実をめざします。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、保育所・幼稚園の支援保育・支援教育及び児童発達支援事業所とのさらなる連携に努めます。 また、保育内容の連続性の確保に努めるとともに役割分担を行っていきます。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
発達相談「ゆう」で、臨床心理技法に基づき相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。 また、保育所、幼稚園、学校等に訪問し、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び環境調整等のケースワークを行い、さらなる連携を図り、相談・支援体制の充実をめざします。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）

（2）学校教育等の充実

【基本方針（長期計画より）】

「新箕面市人権教育基本方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

市街地開発の動向や市民ニーズをふまえ、障害者の社会参加を支援する観点から、適時適切な事業実施を図っていきます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 学校教育における合理的配慮の実施 ② 個別ニーズに応じた支援の推進
- ③ 医療的ケアへの対応の充実 ④ 相談体制の充実
- ⑤ 放課後等の居場所の充実

【第4期実績からの課題】

- 支援教育介助員の資質のさらなる向上が必要です。
- 箕面市支援連携協議会を生かして校種間の連携や、各校の支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります。
- 医療的ケアの必要な児童の就学体制の整備を進める必要があります。
- 看護師資格のある支援教育介助員を確保する必要があります。
- 特別支援教育や教育相談に関わる教職員、並びにスクールソーシャルワーカーの相談スキルなどの資質向上と、教育相談の体制強化を進める必要があります。
- 放課後等の活動を、より豊かなものとするため、それぞれの居場所における支援の充実を進める必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 市立小中学校等における合理的配慮の充実	
段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室
障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、障害者基本法及び障害者差別解消法に基づき、教育の場の「合理的な配慮」を進めます。 支援教育介助員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等を実施します。	人権施策課
災害時の対応について、定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。	人権施策課

2. 支援教育体制の整備・充実	
支援学級に在籍している子どもはもとより、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。 箕面市支援連携協議会により、関係課室との連携を進めます。	人権施策課
各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取り組めます。	教育センター
3. 医療的ケアへの対応の充実	
医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師等資格を持つ支援教育介助員の配置など体制の充実を図ります。	人権施策課
医療的ケア懇談会等を活用し、医療的ケアの必要な子どもへの支援のあり方について研究・検討を進めます。	人権施策課
4. 相談体制の充実	
教育センターを核とした関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実を進めます。	教育センター
「いじめ・体罰ホットライン」や「いじめ等学校問題対策チーム」の設置により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。	教育センター
5. 放課後等における活動の場の充実	
放課後等デイサービスの利用によって、充実した時間を過ごせるよう、相談支援により、一人ひとりに合った療育環境づくりを支援します。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
学童保育実施事業、新放課後モデル事業、子どもたちの自由な遊び場開故事業の実施により、すべての子どもたちの、より豊かな放課後の居場所づくりに取り組めます。	学校生活支援課

5 権利擁護施策の推進

(1) 人権擁護・啓発の推進

【基本方針（長期計画より）】

障害や疾病の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象（施設コンフリクト）が発生しています。

また、障害者が地域で生活するための住居探しも非常に困難な状況です。これは、障害者が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組みを進めます。

障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 人権行政・人権啓発の推進 ② 差別意識・偏見の解消の取組み

【第4期実績からの課題】

- 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権のまちづくりに向けて各課室が課題を把握し、体制整備を進めることが必要です。
- 障害を理由とした差別・偏見の解消を進めるため、市と市民の協働による人権啓発の取組が必要です。

【第5期計画での行動目標】

1. 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現	
人権問題に係る相談体制の整備、人権侵害に係る救済方策の確立に向けた取組み、人権施策等の評価に関する取組み、人権行政推進体制の強化を図ります。	人権施策課
箕面市人権行政推進本部会議の運営を通して、人権に関する施策の総合的な推進を図ります。	人権施策課
2. 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進	
障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発を進め、差別の解消に向けて関係課室と連携して取り組みます。	人権施策課 障害福祉課
「みのお市民人権フォーラム」に参画するなどし、市民と協働して人権啓発を進めます。	人権施策課
市広報紙の人権のページ「心の樹」その他の発行物・ホームページ等により市民に広く啓発を行います。	人権施策課
障害者福祉啓発講座や市民講座を開催し、人権啓発の推進を図ります。	障害福祉課
人権教育推進会議の開催と、情報紙「はじけるこころ」の発行により、啓発を継続します。	人権施策課

(2) 権利擁護の推進

【基本方針（長期計画より）】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用にかかる相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 苦情解決システムの活用
- ② 虐待防止の取組み
- ③ 成年後見制度等の推進

【第4期実績からの課題】

- 保健福祉サービス事業所に対して指導を行い、事故や虐待を可能な限り防いでいく必要があります。

- 虐待の早期発見・対応のため、箕面市自立支援協議会等を通じ、関係機関・事業所との課題共有や、ネットワークづくりを進める必要があります。
- 成年後見制度や、日常生活自立支援事業（まかせてねット）のサービス利用者の掘り起こしと、その利用支援策等について、さらに周知を進める必要があります。
- 後見人の担い手の確保策について、検討を進める必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 「保健福祉苦情解決システム」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進	
保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、保健福祉サービス事業所に対して指導することで事故や虐待を可能な限り防ぎます。	健康福祉政策室
2. 虐待防止の取組み	
障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見に向けた取組みを進めます。 また、虐待対応において、関係機関との連携・協力を推進します。	障害者支援室
3. 成年後見制度等の推進	
成年後見制度について、箕面市自立支援協議会等を活用し、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。	障害者支援室
障害者総合支援法に規定された「成年後見制度法人後見支援事業」をふまえ、法人後見体制など、法人後見体制（後見人の担い手）の確保と実施に向けて検討を行います。	障害者支援室
生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成を継続するとともに、必要に応じて市長申立てを行い、権利擁護を進めます。 あわせて、これらの制度の周知を進め、利用を促進します。	障害者支援室
箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（まかせてねット）への支援と、成年後見への移行をスムーズに行う仕組みの検討を行います。	健康福祉政策室

6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針（長期計画より）】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。

障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

- ① 機会提供の推進 ② 情報保障の充実 ③ 人的支援の推進

【第4期実績からの課題】

- スポーツ・文化施設のバリアフリー化の課題を把握し、改善に努めるとともに、新たに建設する施設についてもバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の充実に努める必要があります。
- バリアフリー子ども水泳教室の参加者が増加しているため、受入れ体制の検討を進める必要があります。
- バリアフリースポーツについて、現行以外の種目の実施に向けて検討を進める必要があります。

【第5期計画での行動目標】

1. 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進	
スポーツ施設・文化施設について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進し、時代のニーズに適応した安全で利用しやすい施設整備を進めます。	建築室 保健スポーツ室 生涯学習・市民活動室
2. 民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ	
新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。	審査指導室

3. 障害者がスポーツに参加する機会の確保	
バリアフリー子ども水泳教室などの開催を通じて、障害者がスポーツに参加する機会を確保します。	保健スポーツ室
地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進します。	保健スポーツ室
4. 障害者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保	
障害者が講座等に気軽に参加できるよう、手話通訳・要約筆記・資料の点訳などによる情報保障を進めます。	全関係課室
障害者福祉センターささゆり園において、障害者の社会参加のための各種教室を開催します。	障害福祉課

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 基本理念の周知と協働体制の推進

第5期計画の推進にあたっては、市民・行政・事業者・NPO等、地域の関係者が、「ノーマライゼーション」の基本理念のもと、協働・連携する体制を整備する必要があります。

「箕面市福祉のまち総合条例」の理念に則り、すべての市民が一人の人間として尊重され、豊かに暮らすことのできる福祉のまちを築いていくために、市職員はもとより、地域社会を構成する市民、民間事業者、NPO及び市民ボランティア等に対し、基本理念の周知と浸透を図り、協働による社会基盤の整備・充実を進めます。

具体的には、箕面市の障害者施策の基本理念である「ノーマライゼーション」及び「インクルージョン」について、学校教育・生涯学習等を含むあらゆる機会を通じて周知を行うとともに、地域の行事等に、障害者がより一層参加しやすくなるよう、機会と環境の整備を進めるなど、「わけへだてのない共生のまちづくり」の理解促進と浸透を図ります。

また、障害者や家族による地域社会への発信等、自発的活動をより一層支援するための方策を検討します。

(2) 関係機関・団体との連携強化とネットワークの推進

第5期計画に基づく、障害者施策全般の推進にあたっては、審議会、箕面市障害者市民施策推進協議会及び箕面市自立支援協議会等を通じて、障害当事者、関係機関・団体、関係者の連携とネットワークづくりを進めることにより、当事者の意見反映と地域での基盤強化を行います。

(3) 庁内連携の推進

障害者施策は、福祉分野のみならず、行政各分野に及んでいることから、関係部局の連携を強化し、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

その際には、庁内における横断的組織である、箕面市人権行政推進本部会議等を活用し、行政各分野における「合理的配慮」の推進とあわせて、基本的な理念の周知と浸透、市職員の人権意識の向上を図ります。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の手法・体制

第5期計画の進行管理にあたっては、「市町村障害福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえ、毎年度、その実績をとりまとめ、分析・評価の上、大阪府に報告するとともに、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

なお、分析・評価にあたっては、以下の機関において定期的な進捗状況報告を行い、意見交換・議論等により、障害当事者の実態や意見の反映に努めるとともに、計画実施状況における課題の把握等を行うこととします。

① 箕面市人権行政推進本部会議

実績のとりまとめにあたっては、庁内照会の上、同会議において、各分野における施策の実施状況と、さらなる計画推進のための方策について、理解の共有化を進めます。

② 箕面市自立支援協議会

実績の分析・評価にあたっては、同協議会において、相談支援事業者、関係機関・団体、就労系事業所等の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況における課題の把握を行います。

③ 箕面市障害者市民施策推進協議会

実績の分析・評価にあたっては、同協議会において、障害当事者・関係者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況における課題の把握を行います。

④ 箕面市保健医療福祉総合審議会

各協議会等の意見等を取りまとめた上で、同審議会において、学識経験者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況の分析・評価と、計画の見直しの必要性等について審議します。

⑤ その他実態・ニーズの把握

箕面市障害者市民施策推進協議会等を通じた日常的なネットワークを活かして、引き続き、障害当事者の実態・ニーズを把握し、計画の評価に反映するよう努めます。

あわせて、本市の「保健福祉苦情解決システム」を活用することにより、障害福祉サービスの質の向上・確保に努めます。